### 北転船 - その誕生から撤退まで -

一般社団法人 全国底曳網漁業連合会

会長理事 富 岡 啓 二

第595号

(第51巻 第7号)

編集 一般財団法人 東京水産振興会

## 発刊の趣旨

る、 間には、 興させることが要請されていると信ず 漁業を、近代産業として、 それぞれの個別的分析、 とを期待しておるので、 それぞれが調和のとれた振興があるこ 洋の漁業といわれるが、 るものである。 すぎる嫌いがあるのである。 の必要性を、 いわゆる利益代表的見解が横行し わが国民経済のなかにおける日本 本漁業は、 あまりにもそれぞれを代表す 痛感するものである。 沿岸、 沖合、そして遠 乃至振興施策 その為には、 われわれは、 より発展振 われわれ

ものである。 世界経済とともに発展振興する方策の その総合的視点からの研究、さらに、 個別的分析の徹底につとめるとともに れの調査研究事業を発足させた次第で 樹立に一層精進を加えることを考えた ここに、われわれは、 この様な努力目標にむかってわれわ 日本水産業の

> 3 2

### 昭和四十二年七月

冊子の生れた処以、またこれへの奉仕

3 2

4

五四隻体制の崩壊、 ベーリング公海操業 ソ連の情勢と北転船の操業

ロシア海域での生き残りへ

ささやかな表われである。

財団法人 題字は井野碩哉元会長) 東京水産振興会

### 目 次

### 北転船 その誕生から撤退まで―

第二

Ιは

同会長理事。

現在に至る。

)	2	1		Э	4	3	2	1		Ü		Д.	-
上云石基山)三五〇八	北転船の操業	漁船能力向上への道	北転船の躍進26 <	北洋転換への動き	北洋海域への中型機船底曳網漁業転換要綱の制定	機船底曳漁業を巡る国内情勢	脚光浴びる北洋底魚	北洋漁業の再開	北転船の誕生3 ~	めに1	~~	五九五号 (**)	

厳しい環境の中での北転船……… 第一次石油危機 五七隻減船の背景 コ車舟 麦 お の 則 オ し 46

健闘もナショナリズムに勝てず撤退へ………… 米国の規制強化と米国水域から 九七隻体制の維持 九七隻体制から五四隻体制へ 日米漁業交渉の推移 日ソ漁業交渉の推移 の撤退 65

おわりに 時 事 余 聞 編 集 後 記

富み

間か

啓い

▽二○一三年五 務理事、二〇一五年五月 問、二〇一四年五月~同専 全国底曳網漁業連合会 月~ 社 顧 (

## 北転船

# ―その誕生から撤退まで**―**

般社団法人 全国底曳網漁業連合会

会長理事

富

岡

啓

はじめに

月に制定された「北洋海域における中型機船底曳網漁業転換要綱」に基づいて、翌 一九六一年から操業の許可を受け、それまで我が国の沿岸水域で操業を行っていた中 北転船(ほくてんせん)、それは国の方針として一九六○(昭和三十五)年一二

型底びき網漁業者が低気圧の墓場といわれる過酷な北洋海域を舞台とした操業へと転

- 1 -

まで言われた
まで言われた
を建て、三年目には嫁貰う」とを建て、三年目には家年目には家り、若い乗組員は「一望の的となり、若い乗組員は「一 

業の名称である。 ユ その最盛期には毎年一八○隻余が基地独航で東西カムチャ ーシャン列島海域に出漁し、 多くの試 練に直面しながらも、 道東、 北洋漁業で不動の地位を築き上げた底びき網漁 ッ 力、 ベ

北の 言われたそうである。 八戸、 乗組員は「一年目は貯金をし、 石巻、 塩釜の 地域経済を大きく潤し、 二年目には家を建て、 道北の北洋前線基地である釧路、 北洋の 花形とし 三年目には嫁貰う」とまで て羨望の ij 稚内や、 ´ング海、 的となり、 東 ア

切り、 を帯び 年三月から米国、 し新海洋時代の幕が開いた。 国連海洋法会議で海の囲 か 以降、 Ĺ てきた中、 資源ナショ 世界各国が二〇〇海里を宣言 ソ連が二〇〇海里に踏み 九七七 ナリ 65 ズ 込み論争が熱 (昭和五十二) 4 が 台 頭

より フ エ  $\vec{o}$ 連により 一九七七年以降、 1 削減や操業水域の 減船を余儀なくされ、 ズア 囲みこまれ、 ̈́ ベ 北転船の漁場は米国 IJ 度重なる漁獲割当 ン グ公海条約 更には米国 規制 強化等に 0  $\mathcal{O}$ 



躍進する北転船

らも、 発効、 撤退までの半世紀の足取りをとりまとめ 二〇一五 (平成二十 生き抜いてきたが、 からの日本の漁業を担う方々の参考の一つとなることを期待して、 二〇一六(平成二十八) という。) 最後は日ロ漁業交渉による操業の場の確保に奔走し激動の時代を半 口 シア水域での商業操業機会の喪失により、 は、 北転船に携わった多くの方々の功績を歴史に残すとともに、 七)年の操業を最後に半世紀に亘る操業の歴史に終止符を打った。 ロシアトロ 年十月、 ルとの競合等による漁場価値の急激な低下により、 \_\_ 般社団法人全国底曳網漁業連合会 「北転船の軌跡」と題して刊行した。 その操業隻数は大きく減少しなが 北転船の誕生から 。 以 下 世紀に亘り 「全底 これ

本書は、「北転船の東野をコンパクスに北転船の足取りをコンパクトに辿ったものであるが、そこに映し出される北洋漁場を舞台とするこの漁業の変遷の歴史は、これからの我が国漁業の発となることを期待するものである 5 あ るが、 本書は、 の我が国漁業の発展の糧となることを期待するものである そこに映し出される北洋漁場を舞台とするこの漁業の 「北転船の軌跡」 をベ スに北転船 の足取 りをコンパ 変遷の歴史は、 ク トに辿ったもの これか で

### 船 $\mathcal{O}$ 誕生

### 1 洋漁業 0 再開

勢の 満州と朝鮮 中 口 シ [の支配を巡って争った日露戦争は一九○五 ア革命が起こって早期終結し、 樺太の漁区租借権を得た。 (明治三十八) 年、 日露間では 日本が優

島のサケ漁が可能になった条約発効の年にカムチャッカ半一九〇七(明治四十)年の日露

注目され、 ガニ漁業が発達した。カニ漁業はカムチャッカでタラバガニの洋上加工が試みられ 取操業が脚光を浴び、一九二九 が企業合併によって日魯漁業に集約されたため、それに代わって公海のサケ・ のは一九〇七(明治四十)年の日露条約発効の年であった。露領漁業のサケ建網漁区 7 一九二○(大正九)年にカニ缶詰に海水が利用できることがわかって 一方、北千島周辺では、一九〇七年頃からタラ延なわ漁業が行われ、 たが、 七五 (明治 その後急増した。 戦争で樺太が日本に割譲され、カムチャッカ半島のサケ漁が可能になった 八)年に千島・樺太交換条約が締結されており、 (昭和四)年には母船式サケ・マスが企業化された。 千島は日本が領有 からカニ工船が その後タラバ マス沖

だっ 競争を繰り返しつつ、 二〇〇隻が操業した。 サケ・ 二月八日太平洋戦争に突入する。 一九三八 四 また母船式カニ漁業も同年の二船団を最後に中断した。 た母船式サケ・マスは一九四一年四船団、一九四二年の三船団をも 0 マス流網はカムチャ 北千島のサケ・マス流網、 (昭和十五) (昭和十三) 年以降日中戦争が拡大し、 やがて母船式漁業に活路を見出し、北洋漁業の全盛期を迎えた。 露領漁業の開設以来、 年に世界の ッカの沖取操業に刺激され一九三四 兀 サケ 四・五%を占めてい 戦争の激化に伴い一九四〇年まで一一~ 建網が発達したの 北洋漁業には資本漁業が殺到し、 やがて一九四一(昭和十六)年 たが、 は一 戦前の日本の漁獲量は 戦争で軍の 九二九年以 (昭和九) 年には約 徴用や被災 、降であ つ て中止 熾烈な 六船団 ŋ

実現 はマッカーサーラインを撤廃しのマッたことから、北洋漁業の再開がはマッカーサーラインを撤廃しのマッニ十七)年四月二八日にGHQにGHQがの三日前の一九五二(昭和総戦から七年、対日講和条約発終戦から七年、対日講和条約発

サ により ーラインの設定で船舶の航行が狭い海域に押し込まれた。 漁船は壊滅的打撃を受けた。 また、 G H Q (連合国総司令部) による マ ッソ 力

過去の を内容とする「北洋漁業再開の基本方針」を発表した。 ない、 侵犯その他国際的紛争を起こすことのないよう十分の自粛と規制を行わなければなら が定着性またはさっ河性のものなので、その資源の保存については十分な注意を払わ の心情としては当然である、②しかし、北洋漁場が米・ソの領海に近接し、対象魚種 約を目 のマッカーサーライン廃止を目前に控えた一九五二年一月八日、水産庁は、 なければならず、 にGHQはマッカーサーラインを撤廃したことから、北洋漁業の再開が実現した。こ 終戦から七年、 ④またサケ・マスについては日米加漁業協定及びソ連の動向から漁場が局限され、 ③よってブリストルのカニ工船は、 試験操業で未だ漁場価値が明らかではないことから本年は試 数が著しく減少していたため講和直後の対日感情を刺激しな 前に漁業許可の出願は多数集まっているが、 利益のみを求め過去に取沙汰された掠奪的漁業の汚名を返上し領海 対日講和条約発効の三日前の一九五二(昭和二十 過去二母船以上が操業した際に反当たりの 北洋漁場を閉ざされてい いよう一母船に止 験操業としたい 七) 年四月二八日 ①講和条 た漁業者

六三六トン)」、日本水産「天竜丸(五四五トン)」、日魯漁業「第1振興丸(五二一トン)」 六万人によるバンザイの声 五. 二年五 月一日正午、 に送られて、 岸壁を埋めた函館市民や独航船の船主、 基地函館港から大洋漁業「第3大洋丸 乗組員の家族ら  $\widehat{\Xi}$ 

東慶丸は出

65

出漁反対の声を受けたGHQの意向もあり初年度の操業は断念し、 た母船式サケ・マス漁業の九年ぶりの出漁となった える頃の四月八日、 独航船六隻、 の三母船と独航 一十八 \_ 方、 母船式カニ漁業は、日水、 日水、 搭載艇六隻の船団を編成し、 船五〇隻は一路アリ 日魯、大洋の三社共同出漁として母船 基地函館港に集まった約二,五○○人の見送りの 日魯、 ´ユ | ・シャ 既に独航船が先に出航しべ 大洋の三社競願やアラスカ漁民のカニ母 、ン海域に 向 「東慶丸 か つ た。 戦争で中断されて 呵 翌一九五三 (昭和 中 ーリング海を越 九九八ト

は国際的な足かせが強まっしていた戦前とは異なり、公海自由の原則をほしいま か、戦後 いままに

航した

ほしい こうして、 ままにして 北洋漁業再開が実現 た戦前とは異 へなり、 し海外へ 戦後は国際 0) 飛躍が期待されたが、 的 な足か せが強まった 公海 自 由 0 原 萴

条約であ その一つが、 採択された、 また西経一七五 る。 一九五一 日本が北米公海のサケ、 度以東の (昭和二十六)年一二月一四日に日米加三国代表に サ ケの 漁獲を禁止することを内容とする日米加漁業 ニシン、 オヒョ ウの漁獲を自発的に抑止す ょ つ 7 起

海に最大 ことを宣言した、 一九五二 一五○海里に及ぶ広大なライ 15 韶 わゆる李承晩ラインである 和二十 七 年 \_\_\_ 月 ン を設定し 八 目 韓 その 玉 一大統領李承晩 内側を韓国が は 主権を行使する 朝 -島隣接

こう して日本は北洋再開 のよろこびと共に、 北 は日 米加漁業条約、 南は李承晩ラ

という国際的 な制約を背負いながら新たな時代を迎えることとなった

### 2 光浴びる北洋 底 鱼

七倍の八五隻に拡大された。 ミー漁網) よる試験操業となっ が二倍に増加した。 九四〇トン)」、日魯 北洋 の母船式サケ・ から合成繊維漁網 たが、母船は大洋「第3天洋丸(三,六八九トン)」、日水 「明晴丸(四, マス漁業は一九五三 また、 (アミラン漁網) 全独航船の流し網の半分以上が天然繊維漁網 七五六トン)」と著しく大型化され、 (昭和二十八) に切り 替えられ、 年の 第二次出漁も三船団に サケ マ 独航船も一・ 「海光丸(二) ス 0) い羅網率 **(**ラ

えられた 全面的に合成繊維漁網に全面的に合成繊維漁網にと独航船一九四隻で使用と独航船一九四隻で使用と独航船 (一九五四年第三次出漁(一九五四年 に用み 日年 切漁船 り網七は 替は隻本

漁獲量は一二万一, ユーシャン一一母船、 用漁網は全面的に合成繊維漁網に切り替えられた。 第三次出漁 (一九五四年) 四一 オホー 四トンに増加 は本格的な操業体制 ツク二母船の し た。 一三母船、 となり母船七隻と独航 第四次出漁 独航船四〇七隻とな (一九五五年) 船 \_\_ 九 り、 洒 はア ]隻で その

5 業規制区域) 年三月二一日、 É ソ間の交渉が始まり、 ソ平和条約締結交渉が領土問題の を設定、この ソ連はブル ライン内で日本はサケ・マスの七割を漁獲して ガーニン・ライン 同年五月 モスクワで農相河野一 進展が な (カム か つ たため チ ヤ ッソ 郎と漁業相 カ半島周辺での に中断し た翌日 イシコフとの 13 0) \_\_ 方的な漁 たことか 九五六 間

決定し、 団、第四回(一九六〇年)は六万七,五〇〇トン・一二船団、 年)は一一万トン・一六船団、第三回 三十二 設置すること は六万五, し、この間に禁漁区も追加され、 こうした交渉の中で、 第一回漁業交渉 (一九五七年) で漁獲割当量一二万トン・一四船 漁業資源の保存・発展のため 年からこの条約に基づく漁業交渉で操業条件を決めることとなった。 その報告を提出すること(四条)、 母船は一六船団となった。 ○○○トン・一二船団と母船式サケ・マス漁業の割当量は第一回 (三条) 等を内容とする日ソ漁業条約が締結され、翌一九五七 一九五六年のサケ・マス漁獲量割当量は六万五, 北洋の花形だったサケ・マス漁業を取り巻く環境は の協同措置をとる(二条)ために、 (一九五九年) は八万五, そのために北西太平洋日ソ漁業委員会を 第五回 (一九六一年) ()( 団、第二回(一九五八 年間総漁獲量を 000 から半減 (昭和 Ĭ ン

年とともに厳しさを増した。 九六〇 厳しさを増すサケ・マス漁業に代わっ (昭和三十五)年以降である。 て、 北洋海 域 の底魚漁業が脚光を浴 びたの は

(八, 二五二トン)」がカニ操業と合わせ、ベ 北洋底魚漁業は戦前の一九三〇 ルの試験操業を行い、一九三二(昭和七)年には東洋興業が国の補助金により (六,〇〇〇トン)」によるミ (昭和五) ル試験操業を行い 年に、 ーリング海のブリスト 日 1本工船漁 、その後、 業の この二工船によるミ ・ル湾でフ 力  $\tilde{\Xi}$ 船 1 「大北丸 ッシュ 笠

から撤退した。 増産されたことにより市況が崩れ一九三七(昭和十二) 事業が輸出製品として本格化したが、  $\sim$ ル ーでアンチョ 年に貿易不振でミ ビが大量に漁獲さ 1 n ル 3 操業

洋丸」の二船団 丸 リストル湾で行ったカレイの冷凍工船である。 洋と日 一九五八(昭和三十三)年で、冷凍設備とミールプラントを備えた北洋水産の 戦後、 (九,三七三トン)」が出漁、翌一九五九年には錦洋丸と北水・大洋共同経営の 水がサケ・マス母船の裏作として以西トロール船を使用してベーリン 北洋底魚漁業再開の手始めとなったのは、 が操業を開始した。 また、ミー 一九五四 ル操業が再開されたのは (昭和二十 九 ・グ海ブ 「錦洋

西トロー ウ、タラ、 一方、 一九五八年、 ル船と以西機船底びき船を独航船としてオリ ギンダラ、 メヌケの冷凍操業を始めた。 日水が「生駒丸(九九六トン)」 ユ を母船に、 ŀ ル海域に出漁し <u>Ŧ</u>i. ○ ○ ト ン す 級 E 0 IJ 3

館公海「永洋丸」、 〇九四トン)」、大洋「壮洋丸 (一一, 躍北洋底魚が衆目を浴びることとなった。 さらに一九六○(昭和三十五)年には、ミール工船は北水の「錦洋丸」と「廉進丸(一 大洋の油糧工船「天津丸」の五船団、 冷凍工船は北水「進洋丸」、大洋「永仁丸」、 極洋 「秋津丸」、大洋「新洋丸」 一三八トン)」、日水「玉栄丸(一二, の四船団、 母船式延縄は日水「厳島丸」、 日水「宮島丸」、 合計一三船団が出漁し、 \_ \_ } 極洋捕 四

ル、 糧工 젴 に底魚ブ 翌一九六一 母船式延なわ刺網 以西機船底びき、 船一船団 ムが訪れた。 (昭和三十六) 年、 冷凍工船五 一五船団の 東機船底びき、 船団、 計三三船団、 母船式底びきと延縄・ リン 延なわ刺網など三八○余隻に達し、 グ海に出漁したのはミー これらに付属する独航船は以 刺網を兼業する冷 ル 工船 凍 兀 西トロ 工船 北洋海域 4 八船

# 3 機船底曳漁業を巡る国内情熱

されるようになったの良さから瞬く間に全国で操業機船底曳網漁業は、その効率性

は二九 制定し 民にとって脅威となったことから政府は一九二一年に「機船底曳網漁業取締規 て規制した。 の漁 船底曳網漁業は、 八隻、 派船数は 知事の許可漁業とするとともに、 一九二二 (大正十) 九一五 その効率性の良さから瞬く間に全国で操業されるように (大正四) 年には八七七隻と急増し、 年に 一隻だったものが 「機船底曳網漁業禁止区域」 その増加は各地の沿岸漁 九 \_ を告示する等 (大正 也 ||別||を なり、 年に し

ことから、 和五) ら大臣に移管し許 その 年には二, ような政府 政府は取締規則を改正し、 七〇〇隻に達し、 可 0) 隻数を極力抑制するとともに操業禁止期間 努力にも関わらず、 一九三三 船底曳に対する各種の 、その後も許可隻数は増加を続け、 (昭和 八 年から許可の権 紛争が後を絶 を定めた たなか 九三〇 限を知事 っ た

年に 四〇〇隻程度となった。 船に着手 機 か 船底曳網整理規則」 底びき漁業に対する沿岸漁民の反発は強く、 九四一 (昭和 と 六 「機船底曳網漁業整理転換奨励規則」 年までに五三〇隻余りを整理し許可隻数は一 政府は 九三七 を制定して減 (昭和十二

により隻数が減少したまま終戦を迎えた この減船は太平洋戦争が苛烈となるとともに整理を中断 したが、 軍  $\wedge$ 0) 徴 用

七○○隻を超える勢いとなった。 れたこともあり、 九四七 しかし、 (昭和二十二)年には許可隻数二, 一九四四 終戦後は食料増産の要請に応えて許可が乱発され戦後二年目 (昭和十 九)年に行政事務の 七二八隻にふく 簡捷のため許可権限 れ 戦前 0) が 最高勢力二 知 事 に 移 0 ž

ことが なっ 時代の認可 らず容易に着業できる この 沿岸漁業等との間に深刻な調整問題を引き起こし、 て漁場の荒廃を招き、 Ō Ō もの ~できず、 ため政府は許可権限を再び大臣に戻して許可隻数の抑制に努めたが、 大部分が無許可船として跳梁をほしい の様相を呈した。 (船を調達すると許可が得られる権利。) に基づく増加に歯止 一 九 五 「小型底びき」が沿岸漁業者の手によって次 (昭和二十六) 年には二,八三六隻となり、 禁止区域を恒常的に侵犯する等の違反事件を続発させたた この ような底びき勢力の急激な増加は ままにしその無秩序混 全国的規模の底びき撲滅運動 ハ々と増加 乱ぶり 過剰な操業力と また経費が掛か めをか は まさに恐 知事許 しか ける

たの実態を再検討しめ機船底びきの実態を再検討しに即した減船対策を樹立するたに即した減船対策を樹立するため機船底びきのない大防止と減船を踏まえ乱獲の拡大防止と減船を踏まえるできる。

業の ものを大臣許可の 合わ から、 討 ともに、 を講じることとして、 そこで政府は、 せ 「小型機船底びき網漁業」とし、 総ト て翌一九五二 沿岸漁業等との摩擦が著し 減船に着手した。 ン数一五トン以上と一五トン未満のものに分けて対策を講ずることとし、 一九五一年二月のGHQ 「中型機船底びき網漁業」、 (昭和二十七) 実態に即した減船対策を樹立するため機船底びきの実態を再検 いのは比較的小型の漁船であることが判明 年の漁業法改正において総トン数一五 それぞれ の勧告を踏まえ乱獲の拡大防止と減船対策 一五トン未満のものを法定知事許可 O「取締規則」 に基づい て管理すると ŀ ン以上 したこと 渔  $\sigma$ 

価価格の七割以内の補助金が交付された 型底曳に対する依存度等の社会経済的条件を勘案して、 属品の購 月までに八, 各府県と協議の上、 は運搬船 九 五二年以降は 底  $\wedge$ 入費その他起業費の五割以内、 びき」 の転換につい 六三六隻の漁船を減船整理することとされ、 同年四月成立の 0) その現有勢力に立脚し、 減船 ては転換する業務を営むために必要な漁船改造費、 は \_\_ 九 <u>Ŧ</u>i. 「小型機 \_\_\_ 年に 築磯沈船としての譲渡には機関を除く船体 船底曳網漁業整理特別措 と 海区資源等の自然条件、 ŋ あ えず \_ 補 九五六(昭和三十 減船に際しては他種漁業又 正予算 によ 置法」 漁具・ 0 によっ 開 漁法、 漁具  $\overline{\phantom{a}}$ 始 さ 年四 • て れ 時

小型底 びき」 0) 減船整理は 九五五 (昭 和三十) 年度に青森県の 三五 隻を最後

せようとするものであったぐろ漁業など他種漁業へ転換さぐろ漁業など他種漁業へ転換さで、この減船は一九五三年からで、この減船は策がとりあげられたのは気がとりあばられたのは「中型機船底びき」の減船実施「中型機船底びき」の減船実施

け して計 たもので支出された補助金は約九億円に及んだ。 画が終了 五一二隻を整理したが、 Z 0) うち四、 七 九五隻が 補助金を受

費補助金交付要綱」 ととし た二八 よらず自主的に転換できる北海道、 であっ は補助金を交付して、 「中型機船底びき」の て、 五隻について運転資金と転換に伴って退職する乗組員の退職金の補 た。 転換整理を必要とする隻数は当時三六九隻と計画され、 「中型機船底曳網漁業整理転換要綱」 を制定し実施された。 減船実施策がとりあげられたの かつお・ まぐろ漁業など他種漁業へ転換させようとするもの 東北地 方の漁船の 及び さけ 「中型機船底曳網漁業整理転換 は 九 ます漁業 五三年 このうち補助金に からで、 への 転換を除 助を行うこ この

六六百 補助 業三三件、 まき網漁業二件)でこのために減船した許可隻数は六四隻、 0 金は約五五百万円、 補助 万円となり、 まき網漁業二件) 金による転換整理は、 二ヵ年で終了した。 翌一九五四年度は転換件数四三件(うちまぐろ漁業四一件、 でこのために減船した許可隻数は 一九五三年度は転換件数三五件 支出された補助金は約 四 七隻、 (うち、 支出された まぐろ 渔

ち他の漁業と競合し或は資源保護の面から整理を必要とする漁業や過剰隻数のため 底びきの転換先漁業として登場してきたこと、 これ 五四年から本格操業となり、 前述の通り、 一九五二年から母船式さけ この母船式さけ・ また、 • ます漁業が試 中型底びきのほ ます漁業独航附属漁 験操業と か沿岸漁業のう 船 が て再開 中型 굶

**−14 −** 

振に陥 画」が一九五四年に樹立されたことによる。 わ ゆる「沿岸から沖合へ、 的その対策に腐心していたまき網漁業なども織り込んで総合的な配置転換、 沖合から遠洋へ」 をスロ ガンとする「漁業転換五カ年計

により減船整理が進んだのための補充トンのための廃業が強制が高温がある、後述する新型底びきは一九五五年以降、北連場対策における漁船の大型化のための補充トンのためのを、北東により減船整理が進んだ。

年以降、 充トンのための廃業により減船整理が進んだ。 転換五カ年計画は 北洋独航船への転換、 「転換促進要綱」に基づき実施され 後述する新漁場対策における漁船の大型化の たが 中型底びきは ため 九 Ó 五. 補 Ŧi.

四〇六隻が整理された 業への転換で一〇二隻、 の合計隻数は九一〇隻で、 減船整理に着手した一九五三年から一九五六年 (表1)。 独航船へ その内訳は、まき網への転換で一四隻、 の転換で三八八隻、 一二月までの約四 大型化に伴う補充トンのために かつお 一カ年に • お まぐろ漁 ける減船

進する一連の対策が一九五五年から開始された。 ための対策として、 方、 整理転換対策と併せて沿岸の既存漁場から中 他種漁業との兼業化、 沖合漁場へ 型底びきの操業力を削減させる の移行及び新漁場へ の移行を促

型化である 種漁業を一定期 兼業化の促進対策は、 間操業することを条件として一〇ト 兼業漁業の適正船型への 移行を容易にするため、 ンを限度とするト ン数の無補充大 兼業する他

 $\overline{\bigcirc}$ さらに、 ンまでの無補充大型化及び 沖合漁場  $\wedge$ の移行を促進するため漁船 小型底びきの減船をト 0) 大型化を図ることとし、 ン数補充として認める特別措 総 1 ン数

表 1 中型機船減船推移表

빡	∃ オ	本臣	K	平	书	#	角	À	ř	
	海西区	海中区	海北区	洋南	洋中区	洋北区	道	X J		
2,243	168	265	290	164	69	847	440	月末勢力	1953年12	
47	0	0	2	12	0	33	0	補助転換	1954	
102	0	0	16	0	0	66	20	北洋廃業	年減船隻	
111	4	増1	7	5	1	72	23	合併増い	数	
1,983	164	266	265	147	68	676	397	/月末勢力	1954年12	
64	0	0	5 4	8	0	52	0	補助転換	1955:	
196	(	0	21	0	(	70	) 105	北洋廃棄	年減船隻	
192	) 2	) 25	21	) 29	) 15	) 99		合併増や	数	
1,531	2 162	5 241	219	) 110	53	455	291		55	
5	1		1	1	1	3	1	補助転換	1956年	
90	4	9	17	2	4	54	0	北洋廃棄	減船隻数(	
51	1	9	3	13	1	24	1	合併増い	計画)	
1,385	157	223	198	94	48	374	291	月末勢力	o	(隻)

"" 北太太太日日日合

ħ

た。

た。

これ

翌一九五五

漁場への転換が国の施策として選択され実施された 条件 年はタライカ湾沖、 助成 るために整理転換が行われ、 ら新漁場へ 南部沿海州沖及び大和堆の調査が行われ、 に基づき、 九五六年は伊豆諸島沖、 数上限 このように機船底曳網漁業を巡っては、 これら一 新漁場へ として一〇トンを限度とするトン数の無補充大型化を認め 措置により新漁場開発調査が開始され、 の拡大等を行った。 連の措置により沿岸の既存漁場における中型底び 0) 都道府県の指導船は燃料の二分の の出漁促進対策は、 漁を促進するため、 南千島沖、 北部沿海州沖及び鹿児島沖、 中型底びきについては多種漁業へ 最上堆、 九 一九五六年から新漁場で一定期間操業することを 五四年に策定された 瓢箪瀬、 殆どの漁場において好成績を収め 沿岸漁業との調整からその操業能力を減 同年は千島の 操業調査船には漁具費の四分の 兵庫 泱 「新漁場開発試験操業計 九五七年は北樺太東岸沖 きの 隠岐北方沖及び日向沖 択捉島沖合、 、の転換、 る措置 漁獲努力 匠が講じら

沿岸漁業との競合が激

65

北海道、

青

森

宮城、

福島にお

ける中型底びき船

0)

画

選漁種わ力岸機 選択され実施された 選別され実施された 種漁業への転換、沖合漁場、新われ、中型底びきについては多力を減ずるために整理転換が行いては多いではか行いでは多い調整からその操業能機船底曳網漁業を巡っては、沿

抱えてい に伴う沖

る状況にあっ

た

合への進出によっ

て新たな禁止区域の設定を主張する等の多くの

調 0)

整問題を

減され

業との

摩擦

や違反は減少し

たが、

特に

北海道

で

は

沿岸漁船

性能向

<u>F</u>. 4

は隻数で

沖合漁場、

4 洋 海域 ^ 0) 中 型機船 底 曳網 漁業転換要綱 0 制 定

転換隻数は五年間で 61 して要望した。 () |-|-たが、 の試験船並びに北海道、 北洋海域の豊かな底魚資源に着 北海道庁は、 水産庁に対して漁場は北緯四八度以北、 ン型では採算性に乏しく一五〇トン以上であ 四年間 0 九六〇 試験操業によって北洋海域の企業採算性に一応の目処が得られた。 0 )○隻、 青森県、 (昭和三十五) 船型は Ï 宮城県の中型機船底曳漁船が試験操業を実施して Ĺ 00 年七 九 東経一 Ŧī. 月 七 (昭和三十二) 四年間 れば周年操業が有望との見解を示 四八度以東、 ン、 0) 調査結果から船型七〇 廃業トン数は 年 東経一八 から国及び関係道 五. ○度以西 ○ |-シと

に一応の目処が得られたに一応の目処が得られたによって北洋海域の企業機船底曳漁船が試験操業機船底曳漁船が試験操業北海道、青森県、宮城県国及び関係道県の試験船国及び関係道県の試験船

あった。 型化には膨大な費 断が下され 本漁業に占められており、 中型機船底曳にと たも 0)  $\mathcal{O}$ 用を要するとともに、 指定漁業と対 試験操業により つ て北洋は未知 象魚種が 既に北洋海域の優良漁場は指定漁業として資 なる領域であ 競合するため 船型及び操業の工夫によっては有望との 不安は り、 北洋転 隠 しきれ 換に伴 な 65 Š ところ 漁 船 0) が 判 大

定し、 これ 及び に対 北海道の沿岸漁業と関係している道県及び漁業調整上特に必要があると認める 北 し て水産庁は 洋海域における中型機船底曳網漁業の許可又は起業の \_\_ 九 八六〇年 一二月、 「北洋 海 域  $\wedge$ 0) 中 型機 船底 認 曳網 可 方針」を制 漁業転 換

-17-

基づい 換させ易 道と青森県が五〇トン、 だと船価が一億円近くなることから個人企業では無理だとする配慮もあり要望によっ 都府県の ては二〇〇ト お、 て許可トン数は七○トン以上二○○トン未満としたが、船型が二○○トン以上 この要綱においては、 いようにした。 中型機船底曳を北洋海域へ転換させる措置を講じた。いわゆる北転船である。 ン以上でも許可するという含みを持たせるとともに、 他県は六〇トンとし北海道と青森県の中型機船底曳をより転 船型については大型船ほど採算的に有利という判断に 廃業ト ン数は北海

緩和することにした金の八〇%に改正し貸付条件を金の八〇%に改正し貸付条件を漁業金融公庫の場合、償還期限漁船の建造・改造資金は、農林

であったが、  $\bigcirc$ 融資額は所要資金の六○%であったが、 %に改正 漁船の建造・ これを三:二八%に引き下げることにした。 し貸付条件 改造資金は、 を緩和することにした。 農林漁業金融公庫の場合、 これを一○年に延長し融資は所要資金の 漁船保険料率は鋼船だと四・一 償還期限 は 鋼 船 1

# 北洋海域への中型機船底曳網漁業転換要綱

### 第一 目的

曳網漁業の安定に資することを目的とする 転換を図ることにより、 沿岸漁場、 特に北海道の沿岸漁場における中型機船底曳網漁業の北 各種沿岸漁業との調整を円滑にし、 あわせて中型機船 洋漁場  $\wedge$ 底

### 第二 転換要領

1 こととし、 北洋海域の底魚資源及び漁業経営上の問題点等に 期と第二期に区分し漸進的に実施するものとする。 中型機船底曳網漁業の北洋海域への転換 つい 议 て、 「転換」 今後さらに究明する とい . う。 ) は、

2 を勘案し、 第一期計画は、 改めて検討するものとする。 おおむね3カ年間とし、 第二期計 画は、 第 期計 画 の実施状況

### 第一期計画

第一期計画の実施は、次に定めるところによるものとする。

### 1 転換の対象

場合は、 がある。 道県の中型機船底曳網漁業とする。 転換の対象は、 上記道県以外の都府県に所属する中型機船底曳網漁業を対象とすること 北海道沿岸漁場に関係を有する中型機船底曳網漁業が所属する ただし、 漁業調整上特に必要があると認める

### 2 漁場の範囲

要綱において 漁場範囲は、 北緯四八度以北、 北洋海域」 という。) 東経 とする。 兀 八度以東、 東経 七〇度以西  $\mathcal{O}$ 海域 本

### 3 操業の形態

操業の形態は、専業船及び兼業船の二種類とする

専業船は、 従来の中型機船底曳網漁業の漁場における操業を廃止し、 北洋

4 漁業の許可の要件

2

兼業船は、

ン未満のものとする。

可は、 ついては五〇トン)を充当して申請した場合に行い、 船舶又は代船については、従来の中型機船底曳網漁業の許可トン数六〇トン(北 海道又は青森県に所属する中型機船底曳網漁業の許可に係る船舶又はその代船に 専業船の許可又は起業の認可は、 第三の1の中型機船底曳網漁業の許可に係る船舶又はその代船について行 第三の1の中型機船底曳網漁業の許可に係る 兼業船の許可又は起業の認

-20 -

5 転換目標隻数

- (1) 転換目標隻数は一五○隻とし、 業船五〇隻とする。 その内訳は、 おおむね専業船一〇〇隻、 兼
- (2) 道県別転換目標隻数は、 二〇隻)、青森県三〇隻、 宮城県三〇隻、 おおむね、 北海道八○隻(専業船六○隻、兼業船 その他一○隻とする。
- 6 漁業根拠地

専業船の漁業根拠地については、 特別な事情がない限り、 制限しないものとす

る。

第四 転換促進のための対策

を検討しその実施に当たるものとする。 促進及び北洋海域における中型機船底曳網漁業の健全な発展を図るため、 関係道県並びに関係漁業者及びその団体は、 相協力して、 合理的な転換の 諸対策

漁船建造資金の調達

庫資金の確保を図るとともに、 転換のための漁船の建造、 改造又は取得に必要な資金については、 その貸付条件の緩和措置について検討するものと 農林漁業公

2 漁船建造に関する措置

ついての措置に準じ、不足トン数の補充に関し免除措置を講ずるものとする。 る中型機船底曳網漁業の代船として使用する場合は、 転換するための代船を建造 (転用を含む。)する場合及びその被代船を残存す 第三の4による漁業許可に

3 漁船保険料に関する措置

のとする 漁船保険料率の算定に当たっては、 漁業者の負担の軽減についても検討するも

調査研究等

4

ものとする 北洋海域の漁場価値及びその適切な操業形態を究明するため、 を引き続き実施するとともに、 必要に応じ関係者の協議会又は研究会を開催する 新漁場の開発事業

# 5 経営の合理化対策等

びその 合理化が極めて重要であると考えられるので、 本漁業の堅実な育成 団体は相協力して今後引き続き、 を図るためには、 その具体的方途について研究するものと 魚価維持、 国 経費節 関係道県並びに関係漁業者及 減、 その他漁業経営の

三十六 青森県、 が生じなく、 こうして、 年から始まった。 宮城県、 沿岸漁業との摩擦を避けるため唯一 し かも資本漁業の大臣指定漁業と抵触しない海域への転換が、 岩手県、 福島県等の中型機船底曳網漁業を対象に一九六一 残された方策として、 沿岸 北海道、 との競合 (昭和

# 5 北洋転換への動き

動きを中 ここでは、 心に追ってみたい 北洋転換の中心となった北海道、 青森県、 宮城県の三者三様の転換  $\wedge$ 0)

当られたが、 のためと言われたにも関わらず、 北海道は北洋転換第一期において専業船六○隻、兼業船二○隻と最も多い転換を割 採算性や建造融資の債務保証等多くの問題から、 転換船の選定作業が遅れた。 北洋への転換は北海道

いて組合別の転換隻数を決めたいて組合別の転換を決めることとし、先ず大手系列一九隻を優先は、転換船名を決めることとは、転換船名を決めることとは、転換船名を決めることとは、大手不列を買し検討を進め、一九六一のに転換させ、残る専門委員会では地区代表による専門委員会がは、 紋別漁協五隻、網走漁協四隻、 水 枝幸機船、 いて組合別の転換隻数(釧路機船六隻、稚内機船六隻、宗谷機船五隻、 北海道機船漁業協同組合連合会では地区代表による専門委員会を設置し検討を進 大洋、 一九六一(昭和三十六)年六月末日を目途に転換船名を決めることとし、 根室漁協は各一隻。) 北海道漁業公社など大手系列一九隻を優先的に転換させ、 室蘭機船四隻、 を決めた。 小樽市漁協二隻、 留萌機船、 残る四一 小樽機船五隻、 増毛漁協 隻につ 先ず日

北海道庁の指導の下、 に設立され、 条件となる三ヵ年の操業実績を確保するまでの間の損失補てんを行うことを目的に、 また、 北洋転換の初期は採算割れを覚悟する必要もあることから、 共済事業がスタートした。 社団法人北洋開発協会が一九六二(昭和三十七) 漁獲共済の加入 年六月二九日

きたため、 青森県は、 転換には多少ためらうところがあった 県近海でも細々ながら操業ができ北海道へ 0) 入会や千島海域にも出漁 で

開発に積極的に参加し、 四隻が母船式サケ・マスの独航船に転換するとともに、 青森県では一九五三年から行われた中型機船の減船整理で初年度は五隻、 北海道入会許可船の半分が千島海域に出漁していたが、 一九五四年 から北洋の新漁場 翌年度は 水産

発し、青森県、宮城県及び福島県の操業区域を限定したため兼業船が増えることとなっ 庁が北洋転換要綱の発表と同時に 「中型機船の千島海域の操業調整」について通達を

なく、そこに日本海マス流網から北転船に転換した一隻が加わって八隻となった。 青森県の北洋転換船は一九六一年から一九六四年にかけて専業船が一六隻に増えた 専業船の中には宮城県に居住している漁業者が九名いたため実質的には七隻しか

戦前から北洋サケ・マスに出漁する等北洋漁業に関わりが強かったこと等から北洋転 年度で県への割当を達成し、 換をチャンスとして捉え、 宮城県は協定違反船の続出による北海道沖への入漁禁止、 一九六一年にはいち早く三○隻が北洋に転換を決め転換初 なおも希望する船主は少なくはなかった。 近海漁場の荒廃、

り様々な動きがあった。 方トロールの新規許可に当たって一一隻の北転船が廃止され南方トロールへ転換した は北転割当枠の中から一○隻がこの転換に振り向けられたり、一九六三年七月には南 許可がなされ全国で二九隻の中型底びきをカツオ・マグロに転換させたが、 この北洋転換が進められている中、一九六二年には中型カツオ・マグロ漁業の新規 北海道で

その他の県を合計し、 青森県が専業船八隻、 一九六五(昭和四十)年七月 兼業船二一隻、 専業船一○五隻、 日 0) 宮城県が専業船四七隻、 北転船の許可隻数は、 兼業船二一隻となった。 福島県が専業船六隻 海道が専業船三七隻、

表2 北転船許可隻数の変遷

五十二 た。 可 Ď この \_\_\_ 船はその 斉更新で専業船一五四隻、 年まで続き、 体制は、二〇〇海里の幕開けで大幅な国際減船を強い 後も増 北転船の全盛期を迎えることとなった。 加 したが (表2)、 兼業船二 一八隻体 九 云 七 :制が固定化し転換計 昭 和 四十 られた一九 年 の指 画は終了 七 定漁業許 (昭和 Ĺ

# Ⅱ 北転船の躍進

# 1 漁船能力向上への道

を獲る漁獲能力にかけては類を見ない漁船といわれたからである。 ここで と言うの は、 は、 北転船は 転船 0) 漁法 短期間で漁法や船型が大きく変化し、 (や船 型等の変遷に ついて整理を試みた し かもそ 65 の最終形は 魚

もの スケ けまわし漁法」 合が生じなく、 前述 であ の通り、 ウダラ等多様な底魚類が想定され り、 当初 であっ 沿岸漁業との摩擦を避けるため唯一残された方策として、 しかも資本漁業の大臣指定漁業と抵触しない海域への転換が 0 漁獲対象魚種は た。 シタラ、 たので、 メ ヌケ類、 漁獲技術は中型底曳網漁船と同 力 V イ類、 スケ子採取 沿岸との のため 図られ .じ「か 競 0 た

か か けまわし漁法」 は、 網を曳網 して漁獲する オ ツ タ 1 口 ル とは 異 な

から、 り、 スが多く、 曳網するのではなく海底に集群する魚類をスポ その 甚だ操業効率が悪いこととなる 操業は風や潮流に逆らうことができず、 曳網ごとに風上に戻ったり操業ロ ッソ ト的に掬 65 取る漁法であるこ لح

北海道、 化、ス した。 ラ資源を持つ北洋漁業を発展させることになった。 工船漁業による洋上すり身生産が急速に発展する。 であったが、 新たな練り製品原料としてスケト また、 タ 東北を中心とした中小漁業者による北転船に依存してい 九五 一九六五年以降、洋上すり身技術の確 (船尾揚網) 九年に北海道立水産試験場がスケトウダラ冷凍すり 化が、 政 ウダラの利用価値が大きく向上、 府の増ト ン許可政策と相まって急激な勢いで進行 当初、 立に伴 方、 冷凍すり身加工 い資本漁業による北洋底曳 陸上すり身原料の供給は、 たので、 身技術を完成させ 潤沢なスケト 漁船の大型 は陸上のみ ゥ ダ

から船型と漁法は関係者の関心事だった。 もともと低気圧の墓場とい われる北洋海域での過酷な操業ということで、 転換当初

-27-

五. わ 5 冷凍装置の導入 れ、 忠洋丸が長船首楼スタ し漁法で船首 九六〇年の 1000-11001 楼、 が必要なことから一九六一年末には三○○ト 転換要綱では転換船の規制 船橋楼を有する一層甲 ンの間で多種多様な船が建造された。 ン型の最初と言われる。 板船であった。 ン数は二〇〇 この年、 \_\_ 規制ト 九六二年に建造された第 ・ン未満への大型化 ン未満とされて 操業方式は主にかけま ン数は居住区改善 いたが が認め

ち着 した に規制 ス 0) ため タ  $\widehat{\mathbb{Z}}$ 甲 ·板型の た後は、 に三一五 ン型オ ン数は 長船首楼擬似二層甲板船等も出現したが、 所 ッソ 北洋とい 謂 着氷対策の タ スタ 未満とな 口 いう厳しい ン型二層甲板オッ ため三五〇 ル り、 船 翌一九六三年になるとかけまわ 自然環境下 (長船主楼 ンとなり、 ター における安全な操業に 層甲板) この間 口 | 最終的に長船首 が増加した。 ル漁船とな 一九六七 漁法か り、 楼遮浪三層 適した船 (昭和四 スタ 北転船が確立 5 本格的に <u>+</u> 型の ン 型に落 )模索 エ 年 ル

は二七九 が定着し、 これ以降、 1 九 型となり 長船首楼遮浪三層シ 八二 (昭和五十 撤退まで変わらな Ė エ 年 ル  $\sigma$ タ か った。 甲 ン数測度法改正により三四九ト -板型の スタ ・ン型オッ タ ŀ ン型北転船 口 ル 漁船

層甲 げた。こうした人々の努力の 級では 板漁船が操業と安全性の 転換初期 船型が短期間に、 板 の設計者は様々な工夫をしてスペ 不可能で、 から船尾まで続 が建造される。 から荒れ た海域に かも段階的に変わ 本来の一 面 た甲板) ン級後半から模索が始まり、 おけるスタ から最適と考えられて 賜物として、 二層甲板、 つ ン型オ 旧三四九 0) た背景に スを作りだして二層甲板船の形状を作り 十分な高さを保 船を造るには ッソ タ 65 は規 ンで長船首楼遮浪三層シ た。 制 1100 口 か つ段差の無 ン数の順次大型化が ル 数的に無理 漁船としては、 転換時の ン前後で擬似的な二 13 が あるため、 エ  $\mathcal{O}$ ル 全通甲 Ŏ 層甲 ある。 タ

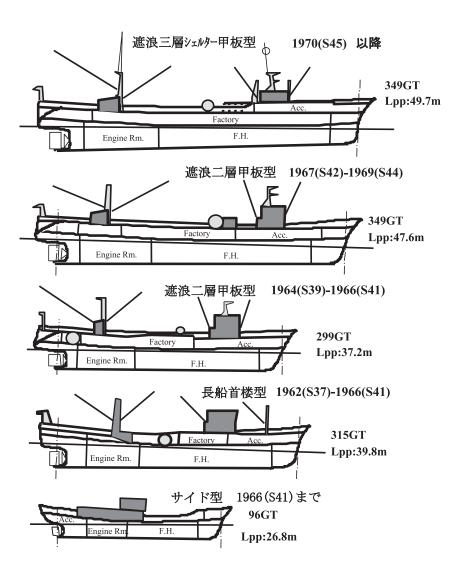


図1 北転船の船型変遷

中

対 た

か

n

拡大する戦略をとった 独が難しいこと、及び北洋域に 換が難しいこと、及び北洋域に 換が難しいこと、及び北洋域に りる主義対象魚類の資源量を ま知数として考え順次トン数を ま知数として考え順次トン数を ないまして考え順次トン数を をいまして考え順次トン数を をいまして考え順次トン数を をいまして考え順次トン数を

を タ

明確に表現しており設計者の苦労を忍ばせる。

甲

·板型でスター

ン型二層甲板

オッ

タ

口

ル

漁船

が達成され

た。

は北北

転船を二層甲板オ

ッソ

タ

ŀ

口

ール

漁船と称

L

て、

長船首楼遮浪三層

シ

エ

甲

・板スタ

ン型オッター

トロ

ル漁船と呼ぶ

0)

を好まな

65

が、

この方が船

0)

構

造

象漁 換策では転換が難しいこと、 と思わ て考え順次ト 業者が中小漁業者であることを考慮すると最初から大型船の建造を必 初 ħ から規制 るが、 ン数を拡大する戦略をとったようである 転換時、 ン数を四〇〇ト 国はなん 及び北洋域における漁獲対象魚類の資源量を未知数と としても転換を進め ン程度にしておけ ば、 なければ 無駄な時 なら 間 や労力 な 15 · 状況 が 要とする転 省  $\mathcal{O}$ 

なり 量を多くして操業日数を短縮しなければ経営はペイ Ŏ 体強度をもた 0) ゥ され機器重量が重くなった。 〇馬力 主機馬力は当初の一, 網抵抗に負けない う ダラは魚価が安い 口 てスタ  $\wedge$ ル ゥ と増大する。 せるためには鋼板を厚く ーン型二層甲 インチも 曳網力を有する大馬力の主機が必要になり、 ため大量に獲らざるを得ず、 八トン 二〇〇馬力前後から一, また、 板船 さらに大きな機械を取り付けても振動を起こさない 網規模を拡大すると、 になることにより網規模 八〇 m/min だったもの なけ n ばならず船体も重 四 しなくなる。 ○○馬力、 そのためには それに見合う揚網 が一七ト の拡大が 網規模を大きくする 三四九 てなる。 可 六○○馬力、二, 網当たり 能と 八〇 力 な トン型北転 m/min じ また大馬 も必要と つ Ó た。 漁獲 ス

なった どのように合理的に とのように合理的に 機費、速力、積載量 設計者の課題 的に組み合わ 製量、曳網力 とせを

> すことになり馬力、 幅広船型では速力が落ちるため、 魚倉を拡大する必要が生じ、この か が造船 化す れば馬力 所の設計者の課 に比例 燃費、 ï 題となった。 て燃料タ 速力、 積載量、 それがまた馬力を大きく ため幅広の浮力の ンクを大きくしなけ 曳網力をどの 大きい ればならず、 ように合理 船型が開 するという悪循環を繰り返 的に組 発され 魚を多く積 た。 み 合わ しかし むに せ る は

ソナー、 具合を船上で把握 て評価されることとなっ とそれを駆使する漁労長 0 海中 また、 口 高性能、 る 漁獲成績をあげることになる。 海底に 北転船 況が瞬時にわかり刻々と変化する魚群の移動状況を把握できるスキ 高装備によって船価が上昇し、 いる魚と海底を区別する魚判別魚探、 には早くから可変ピ できるネッ の腕の冴えとが相まって、  $\vdash$ レ コ ツ ーダー 北転船 チプ 口 とい のブリ 燃油経費など支出も増大する  $\sim$ ラ った新開発の装置も早く が 採用 北転船は世界一 ッジ内はエ ロール網の さ れ レ 口 クト ラ 0) 深さと網口 ン受信 高性能漁船とし 口 ニク から が 機、 スの ヤ 導入さ それを 0) ニン 全周 集結 開き ゲ

### 北 転 船 0) 操 業

ン 九 未満の専業船の殆どが、 子六 韶 和四十  $\overline{\phantom{a}}$ 年頃の北転船の 冬場はカ 4 チ 操業は、 ヤ ツ カ半 島周辺の漁場において主としてス 0 Ŏ ン 未満 0 兼業船 と 100

の比重が増加 るが、主たる海なっており、年々スケトウダラ ベーリング海でダラ、アサバガレイの順と ベーリング海が、それ以降はスケトウダラ、 ダラ、アサバガダラの漁獲量が第一位であった ダラ、アサバガ転換初年の一九六一年だけはマ 一九六一年だけ転換初年の一九六一年だけはマ 一九六一年だけ

行

つ

て

65

たが

夏場は

ベ

リン

グ

海に

お

17

7

オヒョ

ウ、

ギ

ン

ダン

ラ、

赤物を対象とした

7

 $\frac{\phantom{0}}{\phantom{0}}$ 

0)

大型専業船は、

冬場は二〇

Ŏ

船と同

様

の操業を

ウ

ダラを対象に

た操業に従事

夏場

の母船

式の独航船とし

て出漁

操業に従事

T

65

か

大型専業船の

中にも母

船式底曳網漁業の独航船とし

7

期に

亘り

船

0)

業を休業するも

0)

ŧ

あ

つ

を漁獲し 大型船 るが 九 が て 春期  $\bigcirc$ たる 定年 だけ 65 X た 海 ガ 々 から夏期に で V は ル は は 1 7 加 西経 ダ 0) 0) オ 等 ij 順 ラ か ځ 0 そ ユ 線に な け 七  $\mathcal{O}$ 漁獲量が第 Ź Ŧi. 大部 つ 沿 度 7 マ ル ダラ、 **以西** 分は お つ た海 り 合 0) ス 位で 海 ケ 域 メ か で ヌ 5 域 々 ケ チ が ス あ あ ウ 類、 ケ つ ヴ つ ダ た ラ ア ギ ゥ が  $\mathcal{O}$ 0 ダ 漁 ダ 0) 岬 操 ラ そ ラ、 海域 0) を経 業区 れ以 が占 比 重 で 7 域 力 め は ع 一が増 は V ヌ ス 65 ヴ て許 加 類 ケ  $\bigcirc$ T てき オ ウ 可 されて ヒ ン 島 ダ た ラ、 以 に至る 初年  $\exists$ ゥ 等  $\sigma$  $\mathcal{O}$ 7

五. 口 あ パ 東経 つ ○%を占め ウ 力 ラ 七〇 を 0 力 7 中 中 度以 で最も に南 た。 西 類 0)  $\widetilde{O}$ 当該漁場は 北に伸びる 海 漁獲が多 用 域では され た漁場 力 東カ か 4 試 つ チ 験操業当時 4 は、 ヤ チ ッソ また、 ヤ カ半島 期 ッ から冬期 力 この 漁場 か 東西両岸及び 5 当 利 で あ 1= 用度は高 か り か ら深海 け 7 南 0)  $\mathcal{O}$ 漁場 端 におけ 力 特に 4 チ 合  $\sim$ るギン 7  $\mathcal{O}$ ヤ が È. ダ 依 ッ 漁 ラ カ半 存 ダ 度 場 島 ラ は で ス

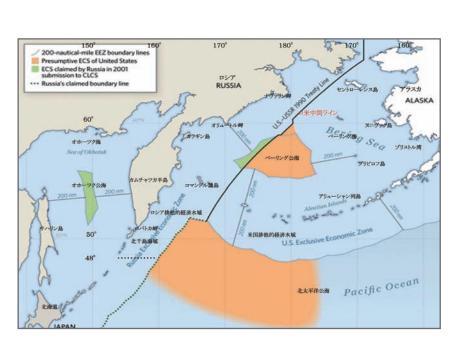


図2 北転船北太平洋操業海域図(C)

 $\mathcal{O}$ 

力 レ 力 イ類が ヤ 主に漁獲されてい ツ カ半島東側ではコマ た ン ĸ ル 諸島付近で赤魚、 西側の 北 緯五三度以南では

場に母 び西 月には 移 った。 因みに 操業が [カムチャ 船式の 東カムチャ この 主漁場がこのように移動しても主漁獲物はスケトウダラであっ 一九六六年の 独 ッカ漁場、 頃 航 てきており、 から漁船の大型化、 船とし ッソ 力漁場、 操業状況は、 そ て活躍し して一一月から一二月は東カム 六月から八月 夏期は高級 た北転船も多か 設備の 一月から二月は 魚を対象として出漁 はベー 充実に伴 リング海 つ 西カ たことから、 って遠隔地であ 4 チャッカ漁場へと主漁場が の東側、 チ がする ヤ ッ カ漁場、 船 漁獲量は六月 九月 が目 る た。 か 三月 ら十月は再 てきた。 また、 ン グ海 から五 か 5 夏 九

一九六六年の操業状況は、一月のような、三月から五月には東カムチャッカ漁場、六月から八月は場、三月から五月には東カムチャッカ漁場、そして一一月から一二月はホカムチャッカ漁場、そして一一月から一月は東カムチャッカ漁場では、一月である。

まで 0) 間は は、 冬期の六ケ月間で年 激減した。 間収益の 約 七〇%を得てい た。 特 に 二月 か ら三月

ń 身が種 Þ ・の練り 製品の原料として利用され始めた。

0

タ

ラ

コの季節にはスケ

ウダラ

の魚価が高騰した。

また、

Z

の頃

か

5

Ź

ケ

ウダ

ラ

され たのは 0) 当時 六八  $\vec{o}$ 一九 昭 専業船をト な 七八年七月。) り、 和 この年 干三 ン数階層別にみると、 年は前年 か ら農林水産省 の漁業養殖業生産統計の調 -の許可 0) (当時は農林省、 九六ト 斉更新によ ン型四隻、 査対象漁業種類となった。 n 因 専業船 みに農林 二九 九トン型五 Ŧi. 水産省に改称 兀 兼業船

とした操業を行っていたりがララを主対象とした操業に従うがラを主対象とした操業に従チャッカ半島周辺漁場でスケトチャッカ半島周辺漁場でスケトの事業船は、冬期はカム大部分の専業船は、冬期はカム 象オ従トム

> 兀  $\overline{\vdash}$ ン型四 ○隻、 三四 元 ト ン型二六隻、 その他三三隻となって 65 る

が二ヶ月の船が 兼業船二八隻は沖 八隻、 三ヶ月の船が九隻、 合底びき網漁業との兼業であ ヶ月の船が一一隻となっていた。 Ď, としての操業期 間

を行 ウダラ あり、 してニシン刺網漁業に従事した船もあり、 た操業に従事し、 大部分の専業船は、 っ 北転船としての操業を休業 0) 漁期で約一二〇隻、 65 た。 また、 夏期はベ 母船式底曳網漁業の 冬期はカム ーリング海でオヒョ 底魚漁期で約 した船が一五隻あった。 チャッカ半島周辺漁場でスケト 北転船として操業した実稼動隻数 独航船として長期間に亘 ○○隻程度であった。 ウ、 ギンダラ、 さらに、 赤物を対象とした操業 ウダラを主対象とし 一つて操業 ニシンの承認船と i は た船も ス ケ

で東カ めた。  $\mathcal{O}$ 年 漁場別漁獲量は西カムチャ チ  $\dot{O}$ ヤ 漁獲量は六一万 ッカ漁場となった。 ○○六トンでありスケト ツ カ漁場が二〇万ト ンで第一 ウダラが漁獲量の 位で あ り、 これ 八 子% に次 を占 65

ヤ 四月 ッソ 0) ンダ カ漁場は か 0 ラ、 ギン 5 漁獲状況は、 九月及び メヌケ、 ダラが 一月から ス ケ 漁獲された。 一二月にマダ オヒョ 北千島漁場は周年 <u>Ŧ</u>i. ウダ 育にスケ ラ ウ、 が、 ゙ヺ、 ロスケ また、 トウダラが アリ ギンダ ユ グガレ オリユ ス ーシ ケト ラ、 1 好漁であ ヤ - ウダ ン漁場では三月 (コガネガレ X 卜 ヌケ、 ラ ル漁場では五月から七月にニシ が つ た。 好漁であ オヒョ 東カ 1 から八 が ウ、 4 つ たほ チ ヤ ニシン、 ベ 月に ッ か リン カ漁場で X 西力 ヌケ、 グ海 ホ

価の暴落・ 漁獲が急速に増大してきた北転船の集中水揚が増えたことから一九六七年後半から魚 洋上すり身生産が本格化 スケ 東カムチ な オリ お、 場別 凍結操業、 ゥ ユ ダ ヤ 0) 一九六六年頃から大手水産会社を中心とする北洋母船式底びき漁業等による 低迷とい ラを主対象としているカムチャ ツ トル一・一トン、ベーリング西一・二トン、ベーリング東一・二トンであり カ七・四ト 曳網当たりの漁獲量は、北千島八 F ッソ ク入りの三分割操業による漁獲調整を行うことを決め、 った問題が生じたため、 ン、 し始め、 アリューシャン西四・一トン、 その増産に伴い陸上すり身の市況 ッ カ半島周辺の漁場が高くなって 全底連は一九六八年 ・八八ト ン、西カムチャ アリュー からスケト ッソ が下落したこと、 シャン東一・三ト 力 \_\_\_  $\dot{}$ 釧路港 15 ウダラ操 る。 ŀ

トン型の所謂、北転船型が定着船建造が盛んに行われ、三四九より効率的な操業を目指した新北転船の大型化はさらに進み、北転船の大型ではさらに進み、

所謂、 別 一隻となる では、 一九七〇 北転船型が定着した。 二九九ト (昭和四十五)年には北転船の より効率的な操業を目指 ン型二〇隻、三一四トン型三〇隻、 した新船建造が盛んに行わ 大型化はさらに進み、 三四九トン型一〇二隻、 れ 専業船の 三四九 ŀ ン その他 , 数階層 ン型  $\overline{\mathcal{O}}$ 

ウダラ操業の自粛等を行った。

一処理能力に応じた入港隻数調

整、

抱卵盛漁期の積載量制限、

夏期にお

けるスケト

この年 獲をあげるよう O北転 船の になり経営的 漁獲量は八一 万二; にも か 四 なり安定し |六八ト ンと増 たも Ō 加 とな Ļ っ 母 た 船式底 曳網漁業に次

トン型となった専業船のうち一四一集更に大型化が進み、一一生の大型では、 隻 Ė えが三四 五四隻に 九のは 隻が三四九トン型となった。 一九七二(昭和四十

左右されることから鮮度保持が重要視され、 り身原料として利用され始め 七)年には更に大型化が進 たスケト - ウダラ 各船とも鮮度保持に工夫を凝 は、 み、 その鮮度によ \_\_ りす り身 らし の品質 た。 が

五四隻の専業船

0)

うち

\_\_

兀

北転船の 0八三万ト 漁獲量は更に増加し九 でカラス ガレ ○万七八六トンとな 000 り、 この ン、 うちス 7 ダ ラ、 ケ 力 ŀ ウ レ イ ダ ラが 類 ア

カウオ、 割 漁獲金額は、 ギンダラとなってい ン、 一月 次い から三月にか た。 け Ź イ四万五, 0) 抱卵スケ  $\vdash$ ゥ `ダラの 高騰もあ つ て四 ○○億円

を超えた

よる漁獲物の積み過ぎが漁船の安全性から問題とされた。 有効利 北転船 国際問題として取り上げられる兆候が見え始めたの 前年  $\dot{o}$ 用 の漁獲の の観点 日 ソ 漁業交渉 からの措置が必要とされ、 九割を占めるスケト Ó 結果、 五月 ウダラに から六月 また船舶の大型化にともなう二層甲 ついてはこの頃から、 の 抱卵ニシン漁が もこの 更に、 頃からであった 全面禁漁となっ スケト その資源保護及び ・ウダ ラ 資源 ·板船に たが

が 玉 [の海 面総漁獲量九 て史上最高となる一〇一万三, 和四十八)年には一五 七九万三, 〇 元 ○隻が三四九トン型となり、 ŀ シの 九四四ト \_\_ 割を占めるに至っ ヾ 単 \_\_-漁業として、 北転船 た Z 0  $\mathcal{O}$ 漁獲量は 车 Ó 我

た、 この年 の母船式底曳網漁業の漁獲量は 一〇万九, 八八六トン、 沖合底びき

はちきれんばかりのコッドエンド

き四漁業種 網漁業は 〇〇万六, 類で我が国総漁獲量の三割強を供給していた。 七九六ト 以西底びき網漁業二二万九六四 1 ・ンで、 この底び

九六一 因みに、 合底びき網漁業は 年の三六万七, 母船式底曳網漁業の 九七六年の 史上最高は一九七二年の ンとなっている。 四四万八, 九二ト 九 以西底 万四, びき網漁業は  $\bigcirc$ 〇 九

ダラの増加によるものであった。 さて、 この年の漁獲も漁獲の九 割はスケト ウダラであ り、 漁獲量の増加は スケ ゥ

でエビ、 迷を防ぐため、 メヌキ、 たが、 は減少傾向にあると警告し、 月 漁期当初に不漁が続いたり、 の漁獲量があまり伸びず、 から四月の抱卵スケトウダ カレイを漁獲するものもあった。この年は米国の市況の影響もあり、 ギンダラ等を漁獲した。 凍操業と呼ばれ、 一月は、 積み荷の自主規制を行った。 の研究者は、 ったためか、 無抱卵スケ この スケ ウダラを対象とした操業になるが、 ため、 マ ラ てベー 一部の船は、 漁は、 ウダラの体長の小型化、 ダラやメヌケ類を対象とした操業が増加した。 小型魚の割合が多くなってきた。 グ海で操業する船、 全底連は資源保護と水揚げ過剰による魚価低 リング海で冷凍魚生産を目 卓越年級群に支えられ漁獲が一段と増大し オホ ツク海及び東カムチャ 若齢化などから資源状態 クする船が多 この年は魚価が伸 五月から九月の シかった。 カラス カ周辺

一九七四(昭和四十九)年から一九七四(昭和四十九)年は、一九七二年をピークにスケトウーがであるなど、北転船操業を活発になるなど、北転船操業を含む我が国の漁業に降い減少傾がした。 始め

従来の た。 加価値 た。 けから水揚げまでを行う鮮度保持方式実用化試験を水産庁の補助事業として実施し この事業は、 九 七 向上を図ることにより資源の有効利用と需要の増大を図ろうとするものであ バラ積みによるスケトウダラの鮮度低下を防ぐべくコンテナを利用 対策として 兀 (昭和四十 スケト は、 漁獲物の鮮度保持による魚価の安定化が注目され、 九 ウダラの従来からのすり身依存からフ 年から一 九七六(昭和五十一) 年は、 ィレ加工などによる付 \_\_\_ 九七三年をピー して積み付 全底連は、

つ

洋分割へ スケト に漁獲量は た。 ウダラの漁獲量減少に伴い減少傾向に転じるとともに、石油危機や世界的な海 0) 九七万二; 動きが活発になるなど、 四三ト ż 八五万六; 北転船操業を含む我が国の漁業に暗雲が 五五三トン、 六四万三, 七一三ト 立ち込め シと ク

塩釜市塩釜市と北転船 そ の話 の前に 北転船の基地となっ の関 わり を見てみることにし た北海 道釧路 靑 よう 青森県八 戸 市 宮城県石巻市

### 3 北 転 船 基 地 0) 賑 わ 65

八  $\bigcirc$ ス Ō ケ 7  $\mathsf{F}$ 1 ウ Ź ル ラ 三陸 の好漁場であるカ 0) 八 戸 石巻までは ムチャ ッ \_\_ , 力 000 東西海域から釧路までの 7 イ ル あり、 同 じ太平洋に面 距離は. 七00~ した

た。 陸揚港でも釧路 は北洋漁場から至近距離にあ ń 北洋  $\sim$ の前線基地として発展して

網漁船、 基地独航 1 の北洋 カ釣り漁船は釧路や根室の花咲港を基地に操業を展開する サ ケ • マス流網漁船はもとより、 魚群を追って北上するサ ン マ 棒受

なったが、 四十二)年以降、北転船が外来船漁業の花形となった。 路は一九六一 漁場の移動等によりサンマ、 (昭和三十六) 年頃 から外来船による水揚が七割を占めるように イカのウェ イト が低くなり、 九六 七 和

が北転船による扱いであった。 〇〇〇トン)、八戸二, 五二万四, この 釧路が水揚量全国一になったのは一九六九(昭和四十四)年であり、 頃のスケトウダラの一日当たり処理能力は、 ○○○トンとなったが、 ○○○トン、石巻一,○○○トン、塩釜一, そのうち約五五%を占める二八万九, 釧路二, 五. ○○○トンであった。 0 ŀ その水揚量は ン 八〇〇ト (後に三,

加工 冬期間 釧路は、 業は年間稼動体制が築かれた。 は閑散としていたが、 春のサケ・マス流網、 北転船による一 夏から秋にかけ 〜三月の たイ 力、 抱卵 サン ス ケ マ、 1 ウ サ ダ バ ラ 漁 0) が繁忙期で、 集 中 水揚で

3 Ļ ル加工、 翌一九七三年には四七万トンに急増、 転船によるスケト ねり製品加工などが発達し、 ウダラの水揚は \_\_ 九 それに伴い 七二 北転船は企業や雇用の創出に大きく貢献し (昭和四 一次処理加工、 干 也 年に三五万 冷凍すり身加工、 1 ンを突破

あった。 活気づき、 釧路に入港する北転船は年間延べ隻数で七○○~八○○隻に達し、 前処理工場で働く女子従業員にスケソボー ナスが支給されたという話も 水産都市釧路は

咲いたが、 その後も一九七九(昭和五十四)年から一九九一 釧路は一九六九年から一九七七 それを支えたのは北転船であった。 (昭和五十二) 年まで九年 (平成三) 年まで再び日本一に返り 連続水揚げ 白本 となり、

えたのは北転船であった 釧路、八戸の水揚げ日本一を支

成したが、 三一万八, 青森県八戸は、一九六六(昭和四十一)年二五万三,〇〇〇ト それを支えたのはサバまき網と北転船による水揚であった。 ○○○トン、一九六八年四三万四, ○○○トンで三年連続水揚日本一を達 ヾ 一九六七年

-42 -

七八五トン (二三二二%)、 塩釜一万三, ン(九・三%)、石巻二,七二六トン(三・六%)、 八三四トンで水揚港別では釧路に三万六,三九〇トン(四七・四%)、八戸一万七、 マボコの原料に使われたが、九〇%近いガラは関東、 トンで釧路五万九四〇トン(四〇・三%)、 当時の北転船によるスケトウダラの水揚量は、一九六五 八戸の水産加工はこの当時、スケトウダラは助子製造が主体であり、 二〇八トン (一〇:四%)、 塩釜一万一, 四六九トン 稚内一万七一四トン 八戸三万八,三〇七トン (三〇・三%)、 翌一九六六年は一二万六, (一四·九%)、 関西や九州へ出荷されていた。 (昭和四十) 年七万六: (八・五%)、 稚内七, 多少は揚げカ 石巻一万 一三七ト 四五四

となっていたが、八戸港も冷凍すり身工場の稼動により一九六九(昭和四十四) (一六・二%)、塩釜二万五,三九七トン (一一,六%)、稚内一万九,○六一トン (八・七%) ン(三五・五%)、八戸五万四,〇四四トン(二四・七%)、石巻三万五,三四八トン 一二万三,〇〇〇トン、 (七·九%)、 また一九六七年は二一万九, 一九七○年には一五万五,○○○トンに増大した。 七六八トンで釧路七万七、二三二ト 年は

盛んで、その原材料は地元からの供給が減少して以降、北海道のスケトウダラを陸送 して使用していた。 宮城県の塩釜は古くから笹蒲鉾、 揚げ蒲鉾、 石巻は焼き竹輪など練り製品 の製造

達し、一九六七年~一九六八年のスケトウダラ魚価の暴落を契機に石巻に水揚が集中 も限られていたことから、北転船の大型化が進むにつれ塩釜の大量処理能力が限界に 漁船で栄えた港でありスケトウダラのような多獲性魚への依存度が低くガラ処理業者 宮城県の北転船の船籍は石巻より塩釜が圧倒的に多かったこともあり、 一九六六年の北転船による水揚は塩釜がリードしていたが、塩釜はもともとマグロ 一九六五年

の三分の一に相当する二万一, られ残りはガラ出荷された。石巻には焼き竹輪業者が二一社あり、 によるスケトウダラの水揚は一三万トンに達し、 一九六九(昭和四十四)年当時、 ○○○トンであったが、 石巻には冷凍すり身工場が一二あ その七割は練り製品、 それを支えていたのはガラ処 その生産量は全国 り、 すり身に向け 同年北転船

宮城県の北転船の船籍は石巻より塩釜が圧倒的に多かったことり塩釜が圧倒的に多かったこと型化が進むにつれば金の大量処型化が進むにつれば金の大量処理能力が限界に達し、一九六七年一九六八年の表茶を契機に石巻に水揚は塩釜が集中するようになった するようになった。

4

一九七三(昭和四十八)年十月 一九七三(昭和四十八)年十月 一九七三(昭和四十八)年十月 一九七三(昭和四十八)年十月 一月に石油緊急対 では石油需給適正化法、国民生 には石油需給適正化法、国民生 には石油需給適正化法、国民生

第四 急騰した。 値上がり は石油需給適正 減を決定 000 九 次中東戦 七三 Ĺ L 昭 一万二; 漁業用資材の値上がりも避けられず、 政府はこれを受け一一月に石油緊急対策要綱を決定するとともに年末に 争が勃発、 化法、 和四十八) 〇〇〇円か 国民生活緊急措置法を公布 十月一七 年十月 |子目、 日には石油輸出国機構 ら | 万二, 中東でイスラエル  $\bigcirc$ たが、 燃油価格は一キロ 頁 O P E 漁業用 九七四年年明け とエジプト、  $\overline{C}$ A重油が が原油 リッ IJ には三倍に じ 0 ル 0) ア / 当たり )生産削 んによる じりと

口 三四九 リッ トル、 1 ン ピスト 型北転船の主機関は二, ン操業が続くと三, 五〇〇馬力、 0 〇キロ IJ 年 ット 間 0) 燃油 ルとなる 使用 量は一 七 ○ ○ ト

三万五, 事態とな 丰 口 000 った。 リットル 円だと一 一万円時代の燃油費は三, 挙に一億円に跳ね上がり北転船の経営の根幹をゆ ○○○万円で済んだが、 丰 るがす非常 口 1) ッソ 1 ル

緊急全国漁民大会が 九 七四年五 月 7開催 全国 され、 か 5 同 万 月 人の漁業者が日本武道館に詰 政 府は 漁 業経営安定の ため 説め掛 Ŧī. 四 □ 億円 けて漁業危機突破  $\mathcal{O}$ 緊急融資

を閣議決定した。

した。 整理に必要な資 や減船に必要な資金 また、 翌一九 金 七 五年五月には、 (再建計画)、 (整備計 画 省燃油型漁船へ 経営が困難となっている中小漁業者の固定化債務の の融資を内容とする漁業債権整備特別措置法が の移行に必要な資金 (構造改善計画) 成 **小** 

0) 模を拡大し道東太平洋から噴火湾 漁具被害が続出した。 方で、 九 七四年に は 数年前 沖 か 5 北海 さらに本州三陸、 質周辺に 進 圕 銚子沖にまで進出 し 7 63 た ソ 連漁船 引 し沿岸漁 がその 業

発足した。 退去、 九七六年三月には日ソ間の漁業被害問題を処理する漁業損害賠償請求処理委員会が 一九七五 漁具被害の救済を求め、 ~昭 和五十) 年二月、 全漁連は東京で全国 政府は同年六月 百ソ 漁民大会を開 近海操業協定を調 催 印 ソ 連 Ļ 船 蓼 即

安全操業等を内容とする 年には年間三〇 さらに、 韓国 〇 件 1 口 以上 ル 漁船が 日 の漁具被害が発生したことから、 韓民間漁業協定が調印され 北 洋出漁の 途中で北海道太平洋沿岸で操業し 九 七六年 + 月に は \_\_-九七五 漁船  $\mathcal{O}$ 

た一 この 五隻を中 ような情勢の 心とする北方ト 屯 すり 身工 口 船を中心とする母船式底びき、 ル 北転船 はスケ ウダラの漁獲を伸ば 上すり してい 身に転換 ・った。

 $lab{II}$ 

1

五.

七

隻減

船

0)

背景

だった

「大陸棚等の海洋四法が採択域、大陸棚等の海洋四法が採択する。大陸棚等の海洋四法が採択する。大陸棚等の海洋四法が採択を開き会議で領海、大陸棚問題が

ち領海 5 四法が採択されたのは、 我が 国連会議で領 漁業水域を含めて一二海里を主張する国も少なくはなかった。 は、 玉 0) 国際法上三海里に定着していたが、 漁業に暗雲が覆 大陸棚問題がテーマとなり、 一九六〇 65 かぶ さっ (昭和三十五)年のジュネー た 0) は国連海洋法会議による論戦であ 日本が南方トロ 領海及び接続海域、 ールに進出 ブ会議だった。 大陸棚等 し始め つ このう た。 O海洋 て か

際会議の開催が決定された。 この ため、 一九六九 (昭和四十四) 年の 国連総会で海洋秩序の問 題を再検討する 国

国との意見が 一九 世界九 七三 一カ国からなる海底平和 (昭和四十八) 対立したまま同年一二月開催の第三次海洋法会議第一会期に持ち越され 年まで六回にわたる論議が重ねられたが、 利 用委員会、 領海 • 大陸棚等の小 先進国 ・委員会が設置 [と発展途上 置され

四十 九 海 二海 年カラカスで開催された第二会期であった 里、 経済水域二〇〇海里が最大のテー 7 に な つ た 0) は 九 七 兀 昭 和

九七五 和 五.  $\widehat{+}$ 年  $\dot{O}$ ジ ユ ネ ブ第三会期に は、 多数 0) 国 が二〇 ○海 理を

二〇〇海里が大筋合意し、 で閉会した。 ってい る中、  $\mathbb{H}$ 本は二〇〇海里反対の姿勢を貫 未調整部分は翌年のニュ 65 たが、 . Э 1 ク第四会期に持ち越すこと 領海 一海 里 経済水域

三二〇条付属書九からなる条約の署名会議が行われ(日本は一九八三年二月に一一 番目の署名、 る一○年を費やして、 国連海洋法は、 批准は一九九五年一二月。)、一九九四年一一月一六日に発効 一九七三年一二月にニュー 一九八二(昭和五十七)年一二月モンテゴベイで本文一  $\exists$ ークで開催された第一会期からまるま した。 。 七部 九

許可 められ、 取締り等 基本的には新設される六つのRC 決定する。 国の排他的管理権の行使を明示的に承認する行政国際協定 ら生まれたさっ河性魚種には排他的管理権が適用される。 権を行使する。 存水域を設定し、漁業に限り同水域内のマグロ類を除く全ての魚種につき排他的管理 から米国漁船の 米国は、 が下、 米国の管理取締り、  $\wedge$ 米国 翌一九七六(昭和五十一)年四月に一方的に、 の協 ④これまで既存の国際条約の下で行われていた外国漁業に関しては、 また二○○海里外にあっても米国大陸棚の生物資源及び米国の母川か 力状況、 国の法令、 漁獲能力を差し引い その他商務長官と協議して適当と認められる事項を勘案して 取締りに服 研究の費用の一部を料金として支払い、 (地域漁業委員会) て算出し、 して行われる。 国務長官が、 ③外国漁船に対する総割当量は、 が、 毎年魚種毎に最適漁獲水準 ①距岸二〇〇海里の資源保 ②外国漁業は、  $\widehat{ \begin{matrix} G \\ I \\ F \\ A \end{matrix} }$ 伝統的実績 米国の発給する 0) 相手国が米 米国の調査 下でのみ認 その

ベ

また、

用

渉れのワシントンでの第三次交りに、八月東京での第二次交渉、催された第一次日米交渉を皮切催された第一次日米交渉を皮切した。

②漁場開発に貢献も無い

に考えない

で欲しい、

③我々は当該漁場に船舶で六七〇隻、乗組員三万五,

000

のに、米国管理法に対応するため割込み進出する国々とは同

的に働 ことに

かけたが、

漁業保存管理法が米国の排他的管理権の明示的承認を協定の前提

なる、 存

④日本側は米国の水

産振興に大い

.に協力する意向をもっている等、

精力

急激な変革は日本経済を混乱させる

してい

る、

陸 上

の関連企業を含めると、

とし

7

15 き

ること、

また直

前

まで米国

海

里水域内で漁獲し

てい

た

\_\_-Ŧi.

万万

ŀ

シ前

シャ に水産 17 0) 一次交渉、 ため 九八〇年にはフェーズアウ この漁業保存管理法は年を追って修正法が議会を通過 九七六年八月ワシント 漁業保存管理法の成立後、 国の割当量を半減するとの悪名高いパックウッド・マグナソン法 ン漁場を開発した日本漁業の歴史を理解し、その実績の確保に十分な配慮を願う、 の課徴金の付加が行わ 物貿易促進の要素が 暮れのワシントンでの第三次交渉を通じて、 ンで開催された第一次日米交渉を皮切 加味されるとともに入漁料に米国漁民の天災被害救済費 ト促進のためのブロー修正法が追加されていった。 れ、 日米は一九七七年三月の実施を前に合意を図る 一九七九年には国際機関の定める保存措置に従わな ①東ベーリング海・アリュ Ĺ りに、 九 七八年には の修正が、 八月東京での 割当基准

0

実施に踏み切ることを宣言した

を本法の趣旨に合致するよう再交渉しなけ 等を内容とする漁業保存管理法を制定し、

ればならな

17

例

えば日米加

漁業条

一九七七年三月一

日

から二〇〇海

里

規定にほ 心た。 の漁獲権益を失うことは到底不可能であったことか ぼ沿った協定案に合意し、 新たな日米漁業協定は 5 同年末までには 一九七七年 一一月に正式 米 国 丙法 発

○○海里の漁業水域を 一九七六年一一月の総 十九七六年一一月の総 小域に傾斜していたカ 水域に傾斜していたカ 漁業水域を設定す七年─月の総督令に一月の総督令にしていたカナダはおいて二○○海里 日

にお 公式外相会議において一九七七年一月一日から全EC加盟国が北海及び北 海洋法会議の結論待ちの態度をとってい 里水域に傾斜していたカナダは一九七六年一一月の から二○○海里の漁業水域を設定することを決定し、 米国の漁業保存管理法の成立は直ちに他国に波及し、 13 て二〇〇海里漁業水域を設定することを決定した。 たEC諸国も連鎖して一九 総督令によって一九七七年一月 また二○○海里水域 海洋法会議において二〇〇海 七六年 .一〇月の 大西洋海 O設定は 非

年二月二四日 三月一日 一二月に二〇〇海里漁業水域の設定に関する最高会議幹部会令を発 15 でカナダ、 法会議に から実施することを明らかにし、 の閣僚会議 おい EC等が二○○海里水域を設定するという動きの て遠洋漁業国として我が国に最も近い の決定として発表した。 具体的 な二○○海里水域の範囲 立場にあ 中で、 布し、 ったソ は 連も米国に \_\_ 九七七年 九七六年 \_\_\_ 九七

二〇〇海里水域 漁獲をあげ が訪 0.00 ソし )海里水域: ソ連二〇〇海里内の操業継続のための交渉が行われ、 の設定の影響は極め ており、 内及び北方四島周辺水域に また約六, て深刻であり、 ○○○隻に及ぶ漁船が操業していることからソ連 このため一九七七年二月 おいて我が国は従来約 取 り敢えず三月 \_\_ に鈴木善 万万

0

表現の

里

丙

日本領海内

気は六月

4

鈴

木農

その

とこれを

首相特 ○海里

定行るソ日年 後の 受けて 水域 相の三度目の 使とし 水域 操業を要求して 〇 目 業問 また、 し (北方四島周辺の線引き問題) に加え 内に 鈴 0) か かしながら、 木農相の 月 ように ら退去することを余儀なくされた。 題 の鈴木農相・ て園田直 四日、 おけ 我が国漁業水域法 ŧ 解 l 訪 るソ 決 ソ日 て、 ソ等を経て、 \_\_\_ 官房長官をモスクワへ派遣、 きたため合意に至らず、 Ų それ 時帰国とその 連漁船の イシ 漁業暫定協定は双方間で署名され 五月二七日に双方は日 連及び日 以降 コフ漁業相会談にもかかわらず交渉は難航を重ねたが 0) の操業に関する二回目 操業に \_\_-ソ連側も歩み寄り、 本 九 間における日本の の二〇〇海里水域 七七年七月 ついて協議するため ソ連側がソ連漁船の日本領海内(一二海 四月一日 このような事態を重く見た政府 ソ 園田特使・ \_\_\_ 漁業暫定協定に署名し 日 領海法・ |の交渉 からの 適用水域の表現の から日本漁船は全船ソ連二〇 内に日 た。 0 施行に伴 コスイギ は、 交渉 漁業水域法の成 本及 協定適用水域 が び 六 ソ ン首相会談 13 月 問題、 連 た  $\mathbf{H}$  $\mathcal{O}$ (発効

協定は双方間では双方間では双方間では双方間では、八月四日からの交渉がたための交渉がたための交渉がたための操業とを表示している。

 $\Xi$ Ħ か ら行 ○海 わ

つ つ 漁 水域 ては、 L て操業する基本的な枠組み 0 A 割当量は な n か 北転船 つての漁獲実績を大幅に下 は主漁場であ が決ま つ たが、 つ た東西 ソ連水 П り、 力 4 域にお チ 操業水域も極 ヤ ツ け 力 る  $\exists$ オ め IJ 本 漁 7 ユ 漁 限 船 船 られた七  $\mathcal{O}$ が 相 ル 業に 0) Ħ.

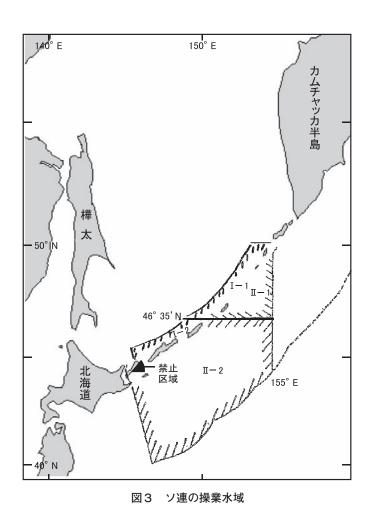
が ぶ場を失 出 来なくなり、 65 わ ず また、 か に北緯五〇度以南、 沖合底びき網漁 船 東経 は カラフ \_\_ 五三度以西 卜 西海域の好漁 0) 北千島 湯を 0 \_\_ 失っ で た。 し か 操 業

なり で び あ シ \_ 冬 る 程 連の二○○海里漁業水域の設定に伴う漁獲割当量の激減にも係らず漁獲の減少 度に留 七七年の 抱 西 卵ス 力 まっ  $\Delta$ 漁獲量は五七万一, チ ケ たの Ĺ ヤ ツ ウ 力 は、 Ź 海域にお ラ漁 これまで漁獲量の約 0) 盛漁期をほぼ完全に利用することが ける操業が鈴木農相の交渉に 八 一五トンで対前年 八五%を占めるスケ 比七九%となっ より三月 ĥ できたことによ ウ ´ダラ たが、 末 まで可能と の主漁場 米国 が 及

り、 獲割当量 南 度以北 距岸四 わ 三七%にあたる五七隻を減船することとなっ たも  $\mathcal{O}$ 千 た か ように つ のごく狭 ○海里の 操業船 0 てほぼ 島 0)  $\mathcal{O}$ 規制 ソ連二〇〇海里水域にお Ø ソ連から許可された水域は北緯五〇度以南 ソ漁業協定交渉が長 水域 七隻を除く殆どの北転船 太平洋側で東経 い海域でしか操業できないこととなり、 完全な休漁を余儀 が強化されたため (I区) であり、 五五度以西 引い なくされ、 ける優 北転船は国内規制 たため、 \_ Ŧi. は 四 Ŧi. 戸中旬 1の海域 そ 隻の北転船 良漁場の喪失、 四月 の後、 た。 から米国 初  $\widehat{\mathbb{I}}$ 暫定協定に基づきソ め その 区 が もあって、 の千島列島 か ら五 存続することは 米国二 |水域に に比べ 漁場価値は北緯五 月 中 出 て相対的 このうち 0 旬 ○○海里 漁 オポ まで し 連 不 た 0) ツク 可能とな 水域の漁 に劣るた 水 **図** 一度以 緯四 域 ケ 3 海 月  $\wedge$ 出 八 半

船り船化水良ソ が さ域漁連 る三存れの場二 減な転強里優

存漁業者によるとも補償も行わ 一十 実施され、減船者に対しては政 一十 存漁業者によるとも補償も行わ 一十 を第二次二七隻の二回に分けて 一十 を第二次二七隻の二回に分けて 十十 を第二次二七隻の二回に分けて 十十 を第二次二七隻の二回に分けて 1十 を第二次二七



二七隻の二回に分けて実施され、 存漁業者によるとも補償も行われた。 九七七年一二月で操業を打ち切る者) 転船 0) 減船 は、 次 (全底連か 減船者に対しては政府交付金が交付されたほ らの 三〇隻と第二次(同一 減船名簿提出 は 九七七年 九七八年一月八 凣 月 か、 日 日 残

四九 によりとも補償金の上乗せが行われた。 補償金一億六, 北転船の 九万円、 一隻あたりの救済金は、 とも補償金一億六, ○○○万円合計四億 ○○○万円合計四億五, 次減船は政府交付金三億一, 000万円、 二次減船は政府交付金二億九, 四九九万円で、これに地域 〇〇〇万円、

とから、 時に二八隻の沖底船による北洋兼業船については元の近海操業に戻すことになった。 につ 規定される整備計画に基づくとも補償金の支払い後に行わ 減船対象船の許可の失効は また、 15 ては のうち五四隻を米海域専属船に、 残存船九七隻については、二七隻をソ連海域、 半年 半年間は開発センタ 減船に加えて、 一九 七八年 間は政府用船として日本近海の資源調査に参加させることとした。 一月三一日、 ある程度の隻数を一定期間業種転換させる必要があったこ 「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に 用船として南氷洋の沖アミ試験操業に、 第二次分二七隻につい 残る一六隻については三年間、 七〇隻を米海域に割り振りし、 ては同年三月二七日となっ れたため、 第一次分三〇隻 六隻は半年 ○隻を半年

な減少となったな減少となった一九七八年の漁獲量となった一九七八年の漁獲量となった一九七八年の漁獲量をなった一九七八年の漁獲量を放った一九七八年の漁獲量が転船にとって二○○海里元年

ンで前年に比べ約三九万トン減の大幅な減少となっ 北転船にとって二○○海里元年となっ た 九 七八 年  $\dot{O}$ \漁獲量: 武、 八万 五五五

ごく狭い海域に限られたため苦しい操業が余儀なくされたが、冬期のスケトウダラ漁、 ソ連水域の漁場は、 であった。 期 間 明けの 夏から秋にかけての 従来の主漁場であった東西カムチャ カレ く メヌケ類の底魚漁という操業パ ッソ カ水域より南の北千島 タ シ は  $\sigma$ 

シャ \_\_ ン列島水域の漁場とをそれぞれが得意とする漁場を中 米国水域操業船は北 方ト 口 1 ル と同様に北緯五八度以北の漁場 心に操業した。 と ア IJ ユ 同

Ü

であっ Oれることとなり、 と頻繁な臨検という状況の下で、 記載ミス 米ソ両国の二○○海里水域で操業する形となった北転船は、 などの単純なもの、 両国の臨検により多数の違反が指摘されたが、その殆どが操業日誌 混獲された禁止魚種の海中放流の遅れなどによるも これまで経験したことがない 緊張 両国による厳 l た操業を強 13 17 規 Ō 5 制

あるが、 を課せられ、 (日本円) 特に ソ 連水域の場合は、 問題が後に残ることを恐れた漁業者には殆ど利用されなかった を用意して出漁せざる得ない状況にあった。「保証書」の提出による方法も 即刻徴収されるシステムとなっていたため、 違反が指摘されるとその場で最高一万ル 殆どの船 1 がある程度の現金 ・ブル までの

業交渉 制とな 連、 こうした中において、 0 米国両国がそれぞれ規制を強化する期間となったが、 つ た一九 この拿捕容疑は乗組員の不注意による操業違反であった。 推移を整理する 七八年から更に四三隻減船して五四隻体制となった 不幸にも米国沿岸警備隊に二隻の北転船が拿捕され 次にそれぞれ 北転船 一九八五年の間は の国 が る事件 九 との 七隻体 が

### 3 日 ソ 漁業交渉 0

一九七八年の日ソ・ソ日漁業交一九七八年の日ソ・ソ日漁業交上の方に日本はソ連が要求するイワシ・サバ割当量の増加を認め一九七九年の対日割当量のカー九七九年の日が一期が要求する七五万トン、対ソ割当量六五万トンで妥結した を認 た が 本は 一九 交渉 九 は難航 八万ト ン、

九 説め一九七九年の対日割当量七五万トン、 七 八年の 日ソ・ソ日漁業交渉は一 千島列島、 一二月一五日に日本はソ連が要求するイワシ・ 東カラフト水域のスケト 九七八年一一月一八日 対ソ割当量六五万ト ウダラの漁場拡大等を要求し から東京で開会され ンで妥結し サバ割当量  $\overline{O}$ 加

ウダラ資源が悪化しているとして対日スケト 七九年の交渉は 一九七九年一一月二〇日からモスクワで開催され、 ウダラ割当量の縮 小 イ ワ ソ連側は サ バ ス

ケ

日からモスクワで開催された一九八一年の交渉は一一月一九

七五 バ 五. ソ割 ○万トン、 万ト ン、 当量の拡大を求め協議はこう着状態となったが、 うちスケト 操業水域は前年通りとすることで合意した。 ウダラ二九万トン、 対ソ割当量六五万 \_\_-二月 F ン、 \_ 五. うちイ 一日に対 ワ H 割 シ 当 サ

の漁獲割当原案の微調整及び操業水域は前年通りとすることで妥結 九 八〇年の交渉は一九八〇年一一月二五日から東京で開催され、 し 一月 六日に 双

受網漁業の区域拡大を引き出して合意し とし、 が、 日ス 力 一九 一二月一六日に日本は日本海北部二〇〇海里中 場 ケト ソ連側から対日スケトウダラ割当量は前年同の二九万トン、 八 0) 開放、 ウダラ割当量の大幅削減、 一年の交渉は カラフト 一九八一年一一月一九日からモスクワで開催され、 の北緯四九度ライ 日本海 た。 のサバ シの 撤廃、 • 央境界沿いをソ連に開放すること イワシ操業の開放を求めてきた 沖合底びき網漁業とサン 間宮海峡南部 ソ /連側は  $\vec{O}$ マ 対

れた。 和等を求め ケ 一九 操業条件 ウダラ割当量の大幅削減を見せつつ日本海水域の全面開放、 0) 八二年の交渉は 着底ト 難航 は前年通りとすることで妥結 口 ji \_\_ 操業禁止 九八三年一月 一九八二年一一月二四日 期 間 日目 七~ 以降の無協定状態が懸念されたことか 八 Ĺ 月 また暫定協定の延長議定書が署名さ を解除する等し か ら東京で開催さ て、 太平洋側 れ、 その 連側 双  $\mathcal{O}$ 方の 規制緩 は 5 対 ソ 日

ソ H 漁 業交渉に大きな変化が現れ た 0) は 九 八三年の モ ス ク ワ 交渉であ つ た

こと、 低調 で政 ることであっ な 治情勢が緊張状態であ さらにソ連水域で の交渉 ため日ソ間 は の漁獲割当消化率のアンバランス是正を図ることを重要視してきた 月二一日 0) いった中、 日本漁 から開催され 船 交渉の の違反増加により 焦点は、 たが、 ソ ソ連側 連軍機による大韓航空機撃墜事 Ý 連側 が日 が |本水 強硬な態度を示 域での漁 獲実績が し 7

二二万トンとし、 幅改定を持ち出すとともに、 放と太平洋水域の規制緩和、 口 は操業条件を前 ルの禁止、 またカニ、 底さし網・ 年と同 ツブ等大陸棚資源とエビの禁漁、 ③対日割当量を五五万トン、 ②ソ連乗組員の休養等のための じ にする 延縄漁業禁止等の規制強化を求めてきた。 るよう主張 し たが ソ う 連は 4) <u>F</u>i. ちスケトウ 日本 (1) ○ ○ × Ĥ 港への寄港 本海 ダ 1 水 ラ 、뾤当量 との ル O以浅 全 大

付寄港を認め、 本側は対 交渉 H ソ連側 割当量七〇万トン、 ソ連側は着底ト の態度に軟化の兆しは無くこう着状態となったが、 太平洋側の一 口 1 ル禁止等の規制強化案を撤回して実質的合意をみ 部海域の操業期間の延長、  $\overline{\phantom{a}}$ 月二四 ソ連船の 目 条件

先沖 应 13 う新 九 合漁業協定に一本化して、 日 か ら行わ たな局 年の 交渉 れた東京交渉に 面を踏まえて、 は 九 月  $\mathcal{O}$ 協定の有効期間を一九八七年末までとし、 お ソ Ш いて日ソ漁業暫定協定、 連は新たな協定を締結する意向を示したため、 村農林水産大臣 O訪 ジ 0) ソ 際 H 漁業暫定協定を日ソ地 国連海洋法条約 その後は 0)

をみた で渉はソ連側の態度に軟化の兆をみた

から実質的な審議にはいった委員会定例会議が一二月一七日日ソ地先沖合漁業協定に基づく

② 道 業大臣 開放、 ことで二月 方の らモ を決めて中断、 来な とし、 三億円 交渉  $\hat{o}$ 引き続き日ソ地先沖合漁業協定に基づく委員会定例会議が 東沖 ス 65 関係団 一部水域の縮小に代わって底魚のための新漁場を確保、 クワで再 とのト 場合には、五〇 4 カニ、 にはい は、 房総沖 0) の漁業振興協力金を提案したがソ連はこれを拒否し再び中断、 ソ連代表団 サンマ棒受網の七 体間で別途協議する、 ツブ、 日 ッ つ 翌一九 たが に妥結した。 プ会談により、 開された交渉も暗礁に乗り上げたが、 のサンマ エビはゼロとする、 八五年一月 が Ŏ ソ連側が日本に出した操業条件は、 メー 漁 一二月二五日に帰国するため一九八五年一 0 緩 ŀ 日 ル以浅の 和 九月の操業禁止の解除、 またソ 本漁船の操業条件は①割当量は六〇万ト 四日 ⑤ 目 着底ト |本国 ②対ソ割当量は六〇万ト 連漁船 から再開された臨時会議におい 丙 口  $\mathcal{O}$ 0 1 寄港地 操業条件 ルの禁止等を行うと迫 佐藤農水相とカー の複数化、 ③塩釜港へ ①対日割当量は六〇万ト は①割当量は六〇万 ③カニ・ツ 二月 į بر 月の暫定措置だけ であり、 \_\_\_ の寄港を認 七日 ③日本海水域の ブ ・ て日 X 月二七日か ン つ から実質 これが 一本側か てきた。 エビは双 ツ 2沿海 エ める、 フ漁 × 5 出 ン 的

0 また、 Ħ 本漁  $\mathcal{O}$ この 交渉で 船 交渉 が :遵守す は じめ で、 これまで日ソ て日ソの ベ き操業規則 割 当量 間 が主権的 の合意の が等量となるが 権利の行使として 上で定められてい 着 底 卜 口 \_\_-方的に通報 たソ連二○○海里水域 ル は 撤 され 回され た た

# 4 日米漁業交渉の推移

決まっ 日米漁 〇〇〇トン、 九 に 米国 一一月に新たな日米漁業協定が締結され、 同年 七六年の数次にわたる日米交渉により日米漁業協定の暫定取決 た。 業協定並びに日米たらばがに漁業取決めは一九七六年をもっ 0) O漁業保存管理法が制定されたのは前述の通り一九七六年四月であ また、 対日 入漁料 | 割当量 一九七七年以降米国二○○海里水域内漁業を継続するため一九七七 \_\_-五億円に決定した。 (太平洋水域) は 一 一 九万一, 九七八年の  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 対日割当量は一一五万八 ż 入漁料 めで一九七七年二 て失効するため り、 七億円に 従来の

述 C による F 配 米国 は の の機会を与えたり、 を原則とした。 地 外 芀 う 漁獲分を確保した後、 資 元 0 国漁業に対する規制 0) 米国内 度合い 源評価 0) 漁業保存管理法は、 漁業・ を考慮し と生物学的 向けと外国 加工業の代表で構成されるRC 実務的には、 公聴会へ て外国割当を国別に決定する仕組みとなっ や取締 割当向 その余剰分を漁獲実績等勘案して外国に配分する 漁獲可能量に基づいて漁獲可能量 米国商務省が魚種ごとに年間最大許容漁獲量 0) 商務省、 りにつ 出席を拒まず、 けの配分を勧告 13 関係州政府、学者、 て問題提起し、 議長には政府指名による上院議員 (地域漁業管理委員会)が、 最終的に商務省が外国 それに対する外 研究機関、コー  $\widehat{\mathsf{T}}$ Ā C てい を決 る。 玉 を 一の意見 また、 の対米 決 め ストガー 「余剰分 科学者 め が 陳 R 漁 Α

る「余剰分配」を原則とした獲実績等勘案して外国に配分すを確保した後、その余剰分を漁務量を決め、米国の漁獲分を漁獲量を決め、米国の漁獲分を漁業保存管理法は、米国の漁業保存管理法は、米国

に派遣会が業界使節団を米国西岸諸州会が業界使節団を米国西岸諸州一九七六年七月末、大日本水産

就任するなど強い権限を有していた。

漁業管理委員会に属している。このため、同RCへの働きかけが重要となった。 た日本漁船が操業するベーリング海、アリューシャン海域及びアラスカ湾は北太平 大日 母船式底びき、 同年八月から始まる日米漁業協定改定交渉に先立ち、 本水産会が業界使節団を米国西岸諸州に派遣したのは一九七六年七月末であ 北方トロー ル 北洋はえなわ・さし網、 日本の漁業事情と食料問題 転換トロ ルとい 洋

遣した。 め八回の派遣、 さらに一九七七年にはギンダラ割当の増大、 一九七八年にも政府要人に操業条件の緩和等を求めてミッ アラスカ湾のマダラ操業の実現等を求 ションを派

実績確保を要請

した。

について米側関係者の理解を得るため上院議員、

連邦政府幹部等と意見交換を行

15

海域の規制強化のほか、 ギンダラ資源を悪化させているとされ、翌一九七九年二月のRCではアリューシャン が浮上した。 ソ連海域を締め RCでアリュ 出された北転船がアリューシャン海域になだれ込みアラスカメヌケ、 1 シャン海域 東ベーリング海のニシン保護を理由に外国船の締め出 0 ŀ 口 1 ル 規制問 題が起こったのは一九 七八年であり、 し問題

北転船が操業する米海域のう · グ海 :の依存度は三〇%であっ ち、 たことから全底連は独自にミ ア IJ ユ 1 シャ ン海域の依存度は ッ シ 3 ンを派 四 % 遣し、

が 九七九年五月RCにおいて禁止区域の拡大と禁漁期間 全面的な禁止という最悪の事態は回避された。 の一部延長を余儀なくされた

割当量 業管理計画が公表され、 をとりまとめるだけとの見解を伝えられ、結局、 で開催され、 一九七九年の対日割当量に関する日米政府間協議は、 (太平洋水域)は一〇九万四,七五九トン、入漁料二三億円となった。 日 本側は前年水準の確保を求めたが米国側からは米国政府はRCの決定 米国政府は同年一二月一日に国別割当を各国に通告し、 同年十月下旬に米国の一九七九年漁 一九七八年 九月にワシント Ħ ン

被害を受ける米国漁船・漁具に対する補償基金を造成するためのもので、 る課徴金を徴収することとなった。この課徴金は、外国船の二○○海里内操業により のであり、 また、 ースに算出される平均船側価格を決め、その三・五%を徴収) 一九七九年から入漁料 この加算により実質入漁料は四・二%となった。 (従来は許可料として漁船規模別の金額と商業水揚価 の二〇%にあた 一方的

案されるとの情報もあり再びミッション派遣を行った。 護のために西経一七○←一八○度、 猛省を促す意見が述べられ、また八月のRCではベーリング海のニシン、 底連会長が釈明を行ったが、 業で北転船が拿捕された問題について厳しい批判が続出 一九七九年六月のRCではベーリング海キスカ島南で米国コーストガー RC委員から「日本政府の違反に対する対応が 北緯五〇度以北の一一~ Ĺ 同RC公聴会にお 一二月の全面禁漁案が提 F ケ資源保 に違反操 いて全

となった
一九七九年から入漁料の二〇%

・ンで行われる は一九七七 はで五次による 操業条件も れわ九を 場を移動 "ち帰 わたる交渉がワシントンで行わ 九 した。 七九 八 った場合は六〇日 〇年 年 ④サケ、  $\dot{o}$ 九 月 操業条件 オヒ 全底連は、 を決め ョウを混獲した場合も漁場移動、 間 の停船処分、 ①ニシンは混獲を含め一 る日米漁業協議 机 米国は ③ニシンを混獲したときは 自国漁業の開発・ は 九 七 切 九年八 を米海域 0) 保持を禁止、 0 直ちに投棄して漁 北転船に指示を

② ニ シ

ンを

渉がワシント、 トー二月末まで 日米漁業協議は 一九八〇年のほ

また、 入漁 リュー め禁止魚種となった。 に水産物貿易と漁獲割当をリンクさせる意向を示し、 料三五億円となった シ ベ ] IJ ヤン水域で一○四万五, シ グ海のニシン (この年の割当量から漁期年を採用する魚種等ができた。)。 は、 七三五 アラスカエスキモ 卜 ž アラスカ湾で の起訴に米国政府が敗訴 対日割当量はベ \_\_\_ 発展を図るため例年以 一〇万五, 三七三ト リング 末まで五次 したた T

行われ、 され、 一九八 入漁料は四二億円となった。 ベー 年 ij (昭和五十六) ング・アリ ユ ーーシャ 年  $\dot{o}$ 対 、ン水域、 日割当量 アラ は、 Ź \_\_\_ 力 九 湾とも 八 年 に前年 \_\_ 〇月 とほ か ら政 ぼ 同 府 量 間 協議 が 確保

割当を新設する、 ラ Ó 日米の 入量拡大で合意した。 ①日本は漁業者用輸入割当数量を拡大する、 水産物貿易協議は ③洋上買付けの輸入割当を行う等輸入制限品目のニシン、 月 と七 月 に行 わ れ ブ U ② 生 鮮 法案 O食用ニシ が ンの輸入 ス ケ h で ゥ

船の 格の 業保存管理法と呼ばれるようになった。 ズ、 プス」政策が盛り込まれ同年一二月に成立し、 した漁獲割当制度から割当をテコに対米漁業協力を求める し一九八五 し米国政府、 ことを内容とするブ リダ 負担とする、 一○%を徴収する、 八一年 八 クション」という言葉に変わり排他的印象は薄まったが、 0 (昭和六十) 議会関係 の割当量を九〇%以下、 月 ④米国水産物に対する関税障壁等の状況を漁獲割当の考慮条件とす 1 :者に強く働きかけ「フェイズアウト」という用語が ③オブザー 年以降はゼロとする、 口 修正法案が米議会下院に提出され、 九 七 九 バ 年 の外 七五%以下、 を全外国漁船に乗船させ、 国 [漁船 ②従来の入漁料に加 以 降、 0) 五五%以下、 漁業保存管理法は 総漁獲量を基準 「フィ 日 ッシュ・アンド・チ 三〇%以下 本政府 その経費は外国漁 従来の実績を重視 え、 割 新たに船側価 7 グナソ は 当量 「フェ 反対を表 と削減 と ン 1

では が導入された 一九八二(昭和五十七)年の対 一九八二(昭和五十七)年の対 一九八二(昭和五十七)年の対 一九八二(昭和五十七)年の対 するとい

づ

き六四億円と大きく跳ね上がった。 たに総枠を示した上でその半分を割当て、 一九 一三五万七, に亘 八二 (昭和五十七) って計二万九一一トンのリザー う分割 四六八ト 割当方式が導入され、 七月割当四〇万一〇〇トン、 ンとなった。 年 の対日割当量は一 なお 当初割当五七万四, ブ放出があり、 入漁料はマグナ 残りは四月と七月に四分の一ずつ公表 九 八 さらに八月 \_\_\_ 年一二月末に公表され 年間最終割当は前年 ソン漁業保存管理法に基 四三〇トン、 から十月 で 月 <u>=</u> % 0) たが 割当

宗剌配分原則は形骸化され、従 条剰配分原則は形骸化され、従 をなり、また分割割当制度の導 となり、また分割割当制度の導 となり、また分割割当制度の導 となり、また分割割当制度の導 となり、また分割割当制度の導 を有すること にくくなった

発展に対する貢献度を直接結びつけた上、従来考慮の対象とされて ととな 間 アンド 当考慮要件とし のを大幅に取り込んだものとなった。 による外国漁業を米国水域から段階的に締め出すことを基本政策とし、 一九 伝統的な漁獲実績も考慮要件から除外されることとなった。 したブロー の障害、 の協議事項であった対日漁獲割当の決定については米国が一方的な権限を有するこ 画が立てにくくなった。 八三年一月一日から新協定が発効した。 するため、 ŋ チップス」 洋上 修正法の考え方、 九 また分割割当制度の導入により年後半の 七 買い付けに対する協力度合いなどを第一とし、 て米国水産業の発展へ 七年に締結された日米漁業協定は、 政策を強化することにより、 八二年二月から三回にわたる協定改定交渉を行い、 さらに、 即ち一九八〇年一二月制定のマグナソン漁業保存管理法 割当要件にしても、 従って、 の貢献度を重視する、 この新協定は、 余剰配分原則は形骸化され、 米国水産業の発展を図ろうとするも 漁獲割当の 一九八二年末で五年間の 米国水産物 翌一九八三年一月に成立 ι, 保証 漁獲割当と米国水産業 わゆる 15 が の輸入状 なく年間 た我 「フ 具体 が 1 従来日米 :的には 国 間 況 ツ 期限を |漁業 0) シュ 貿易 操業  $\sigma$ 割

洋上買付事業を日本側に提案し、 ラをか 九 八  $\mathcal{O}$ に漁業者に ような中で、 年 か らこの 漁獲させ、 米国政 洋 上買付事業を開始 府は米国かに漁業者の経営不振 これを日本の これに対し我が国は対日割当への悪影響を考慮して 心した。 加工 船が買い取り 0) 脱却策とし **洋上で加工する、** 7 スケ 所謂、 ウ ダ

され、 年より約二○億円増の八六億円となっ 7 九 期 結果的には前年比八六%の一一六万五, 途中の割 八三年の 当が保留され、 対日割当量 は、 日 九月にようやく割当追加 本の捕鯨モラト た。 五五四ト IJ アム異議申 ンとなっ が行わ し立 れるとい た。 ての また入漁料は前 制 つた意地悪を 裁措 置 とし

協力 等から ン当たり約二○%の増額となった。 一九 の評価もあり、 八四 四月割当の留保、 (昭 和五十九) 結果としては前年比一%減の一一五万五, 七月割当の見通し 年の 対日割当は、 が不確実等もあ 入漁船の 違反問題、 つ たが、 五.四 捕 □○トン、  $_{\rm V}^{\rm J}$ 鯨問 題、 業等の 入漁料 貿易問 漁業 は 題

から北 グ海 米国 転 水域はベ のカラスガレ 船の経営は悪化してきた。 ーリング海、 イを漁獲してきたが、 アリュ 1 シャ ンの冬場のスケ 入漁料の 高騰、 混獲魚種の 1 ウダラ漁、 対日割 夏場は 当の ベ 減 1]

IV

ナシ

 $\exists$ 

ナ

IJ

ズ

4

12

勝

てず撤

# 1 九七隻体制から五四隻体制へ

0) 減船を行い二七隻づつ米ソ海域を交代で操業することを全底連が決定 米ソ 0) 相次ぐ規制強化、 違反操業の増 加 経営の悪化等を背景に北転船 し が ?四三隻 た 0) は

常国水域はベーリング海、アリューシャンの冬場のスケトウリューシャンの冬場のスケトウリューシャンの条場で、大漁料の高騰、混獲魚種のが、入漁料の高騰、混獲してきたが、入漁料の高騰、混獲してきたが、大漁料の高騰、混獲魚種の経過である。大漁料の高騰、混獲魚種の経過である。大川の大川の経過のスケトウリューシャング海、アールのでは、

と定め年内に減船作業を終了させることで進められた。 たもの この減船は先 の支援は得られず、業界の自主減船として共補償金を一隻四億五, の減船とは異なり、 国からの減船補償や漁船のスクラップ代を要望し 〇〇〇万円

四:三三%の 全国的に減船を募る方式で作業を進めたが行き詰 減船比率で取組むこととした。 まり、 最終的には 地区毎に

一九八五年八月一日の一斉更新 一九八五年八月一日の一斉更新 (ニ→二隻)、 福岡県 (一→一隻)、 石川県 (一→一隻)、 福島県 (九 一十〇隻)、 福岡県 (一三→六隻)、 福島県 (一三→六隻)、 福島県 (一三→六隻)、 福島県 (一三→一隻)、 福島県 (一一十八隻)、 青森 (三一十八隻)、 南森 (三一十八隻)、 南森 (三一十八隻)、 福岡県 (一十八隻)、 福岡県 (一十八隻)、 福岡県 (一十八隻)、 福岡県 (一十八隻)、 福岡県 (三一十八隻)、 福岡県 (三一十八号)、 福岡県 (三一十八号)、 福岡県 (三一十八号)、 福岡県 (三一十八隻)、 福岡県 (三一十八隻)、 福岡県 (三一十八隻)、 福岡県 (三一十八号)、 福岡県 (三十八号)、 福岡県 (三十八号)、 福岡県 (三十八号)、 福岡県 (三十八号)、 福岡県 (三十八号)、 石田県 (三十八号)、 福岡県 (三十八号)、 南郷県 (三十十八号)、 南郷県 (三十十八号)、 南郷県 (三十十八号)、 南郷県 (三十十六号)、 南郷県 (三十十八号)、 南郷県 (三十十八号)、 南郷県 (三十十八号)、 南郷県 (三十八号)、 南州県 (三十八号)、 南田県 (三十八号)、 南田県 (三十八号)、

西経一六六度以西海域 (但し、西経一六八度以西は六月一日から十月三一日まで禁漁。) (三三→一八隻)、 なお、 :川県(一→一隻)、福井県(一→○隻)、福岡県(一→○隻)の五四隻となった。 この減船で、 今回の一斉更新で、 一九八五年八月一日の一斉更新では北海道 青森県(一三→六隻)、 北転船の操業区域は北緯五九度以北、 福島県 (九→五隻)、東京都 (三七→二二隻)、 西経一七〇度以東、 (二→二隻)、 宮城県

これ以上の肩入れはできなくなった。 要請を受け、 漁業導入に協力を行ってきたが、 また、一九八二(昭和五十七)年二月の日米政府間協議の席での米国側 全底連はプリビロフ諸島と合意書に調印し同諸島のアザラシ漁業の代替 技術移転が中々進まない 状況の中で全底連としても か らの提案・ が新たに認められた。

# 2 米国の規制強化と米国水域からの撤退

体制で再スタートを切った(昭和六十)年には米ソ海域(昭和六十)年には米ソ海域補償を背負いながら一九八五補償を背負いながら一九八五大の生の北転船は、多額の共た五四隻の北転船は、多額の共た五四隻の減船し残っ

九八五 を切った。 七隻から四三隻を減船し残った五四隻の北転船は、 (昭和六十) 年には米ソ海域二七隻ずつの 交代操業とい 多額の共補償を背負いながら う新体制で再 ス タ

二三万六, に四月に一九万三,○九七トン、 Cの漁業管理計画の修正を踏まえた追加が行われ当初割当三三万六, 九〇万トンとなった。 米国の一九八五年対日当初割当 一九五トン、 九月には 七月には日本のスケトウダラIQ の通告は同年 一三万四, 三九五ト \_\_ 月三日にあり、 シの 追 加 通告を受け最終的には 三月には北太平洋 の見直しを踏まえ 三一三トン、 更

割当を行わないと詰め寄り、この問題は翌一九八六年の日米サケ・マス協議でそのリ 北洋公海サケ・マス流網の撤退を求め、日本が同意しない場合は一九八六年の底魚の 九八五年暮れの日米漁業交渉で米国は北米系サケ・ 割当が行われ最終的には四七万四, ジは解かれたが、 七月の割当のほかに二月、 一九八六年の底魚の対日割当は当初割当が一〇万ト 三三九トンと前年より半減した。 三月、六月、 マスの混獲を防止するため 九月、 一一月と小 ンに激減 刻みに

という 米国 「アメリ 米国二〇〇海里の資源は米国漁船が漁獲し、 ´カナイ ゼー ション」を最終目標にして漁船、 米国加工業者が加 加工船の投資を活発化し 工利用する

さし網、 しい状況にあったが、日本としては洋上買魚への依存が困難な北転船、北洋はえなわ また洋上加工 小型の北方トロール、転換トロールのために割当確保は命題であっ については韓国、 ソ連も計画を拡大しているので外国割当の確保は難 た。

とから、 として北転船も一九八七年から積極的に買魚に参加しはじめた に切り替えたため、 洋上買魚については、 この拡大には慎重であったが一九八六年頃から韓国が直接操業から洋上買魚 日本としても割当のみに依存していては漁船の稼動確保も危な その数量が増加すると必然的に外国割当の減少に つながるこ 65

-68 -

米国側 洋は翌一九八七年にすり身工場の本格操業を開始する。 年三四万トン、一九八五年四六万トン、 の新造も活発化し、 スケトウダラの洋上買魚は一九八二年六万トン、一九八三年二一万トン、 の要望でダッチハーバーにすり身工場の建設が行われ、日水は一九八六年、 米国が自賄いできる体制が着々と整ってきた。 一九八六年五八万トンと急増した。 また米国独自のト 口 九八四 ル漁船 せ て、

0となっ 削減され、 対日割当は一九八六年四七万五, た。 一九八八 (昭和六十三) 年には二〇〇海里施行以来一一 ○○○トン、 一九八七年一〇万四, 年目で対  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 日割当は  $\bigcirc$ 卜 シと

七二万トンに拡大され、 方、 洋上買魚は \_\_-九 この年 八四年 か か ら北転船、 ら北方ト 転換 口 1 1 ル 口 も参加するが、 ル も参加した。 \_\_\_ 九八 し か 七年 米国 には

二六万 類は 自 九 転換 围 兀 |化政策が推進され洋上買魚は一九八八年六八万八, 1 九 一年 ○○○トンとJV割当は減少し、 口 ル船は米海域から撤退した。 以降0となり、 一九九一(平 スケト 成三 年をもって北転船、 ウダラは一九九○年  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$   $\land$   $\land$ ン、 北方ト \_\_ 九 力 八 口 レイ 九 年

### 3 ソ 連 $\mathcal{O}$ 情 勢と北転船 0)

る割当を削減し、自国資源の権利を強く主張するようになり、外貨不足もあって有償 から締め出され自 入漁やスケトウダラの洋上買魚を取り入れるようになってきた。 口 に改革派ゴル 一方ソ連では、 1 カを掲げて政治、 バチョフがソ連の最高指導者である共産党書記長に選任され、 政権を束ねてい 国水域に戻らざるを得なくなったため、 経済の改革を推進する中、 たブレジネフが死去し、 漁業については、 ソ連水域の外国漁船に対す 一九八五 (昭和六十) 年三 ソ連漁船も各国 ペレス

六〇万 提案がなされた 八六年の操業条件を決める日ソ漁業交渉は、 から一 した難交渉となり一九八六年四月二六日に決着し双方の 五万ト ンに削減となっ たが、 今次交渉の中でソ連側から有償 一九八六年 一月六日 割当は前年の 以降三ヶ 入漁 月 近  $\sigma$ 

八七年の操業条件を決める日ソ漁業交渉では、

ソ連水域における日本漁船の

年四月二六日に決着中四月二六日以降三ヶ月近くも操業が日が発三ヶ月近くも操業が日が、一九八六年一日ソ漁業交渉は、一九八六年一日が、金のでは、一九八六年の操業条件を決める

た (平成二)年の操業条一九九○ (平成二)年の操業条件を決める政府間交渉で、ソ連までは入漁料が高額なため採算割れは避けられず一九八九年操業をもって有償操業から撤退し業をもって有償操業から撤退した。 (平成二)年の操業条

もって有償操業から撤退した。

たため、 操業条件を決める政府間交渉で、 000 当六万ト 漁業の共同事業の実施、 〇〇〇万円、 年有償入漁割当五万三, 新 九 九 しい枠組み ついて①無償入漁 八七年に限 八八七年 ŀ į بر 離底曳きでは入漁料 ٠ بر 入漁料 漁獲実績三万四,二三〇トン、 から導入された有償入漁にお 一九八九年有償 り着底ト (商業操業の導入) 七億七, (二) 万ト ③スケトウダラの洋上買魚に <u>П</u> jレ 〇〇〇万円、 が 可 高 入漁割当五万三,〇〇〇トン、 ソ連は北転船の主漁場の着底トロー ン)に加え有償 額なため採算割れは避けられず一九八九年操業を が設けられた。 一二億九, 入漁料九億一, 漁獲実績三万七, 15 と継続したが、 て、 ○○○万円の支払い。)、 入漁 北転船 つい (一)万 〇〇〇万円、 は、 ての 一九九〇 (平成二) 六三〇トン、一 民間協議 九 ン、操業水域はⅡ区、 入漁料 八 漁獲実績三万八、 七年有 ルを禁止してき 歐の実施、 ② マ \_\_ ○億五. 償 ダラ延縄 九八八八 入漁 年の とい 割

1

と高く、 0) で終え、 格等を巡 中で、 他方、 漁期も 北緯五 洋上買魚については一九 各船とも赤字操業となった。 って四 八月~ 回にわたり交渉が行われ、 二度付近の東サ 十月だったため、 ハリン海域にお 八 七年一 北転船三隻による買付け量は二, 月 初年度は次年度以降の布石のため赤字覚悟 から七月までの間に全底連とソ連側で価 13 て買魚価格は 1 ン当たり 八四三ト F ン

Ė は 買魚条件 0 見直 しが行 わ れ 海 域 は西 力 4 チ ヤ ッソ 力 で買魚価格 は  $\mathbf{k}$ ン当 た

取 n 扱量は三万一二八トン、 万四, 六七二円、 二月 一三億四, 七日 **〜四月三日** 六○○万円を支払い採算は維持され 0) 間で二二隻の北転船が参加 L こて行 わ れ

六万四, 年)と高騰し、 と不確定要素が多く採算的に魅力が乏しくなっ とを表明 隻を最後に中止した。 したが、 三年目となる一九八九年も洋上買魚を行うべく全底連は価格交渉のためモ 転船 Ļ の洋上買魚は一九九〇 ソ連側は理由も言わず突然抱卵スケトウダラを全底連に売る意思が この年は韓国船との競合もあって北転船の洋上買魚は行われ また受け渡し数量が四日間で満杯になるところが一○日間 (一九九○年)、 (平成二) 六万八, 年から復活するが、 たことから、 (一九九一年)、 九 買魚単価が 九三 八万円 (平成五) な も要したり  $\widehat{\phantom{a}}$ ス ン当たり か 九九二 ないこ った。 ク 年 クス  $\dot{O}$ 

を確認しあうことが発端だった。 めに北 転船一隻を提供し、 一九八九 (平成元) 中層ト 年 か 口 5 1 開 始し ル でスケ た H ĥ ソ共同 ウダラが漁獲できるか 調 査事業は、 全底連 できな が 調 査 61 0) か to

査を行うことに 査船 んて科学調査のコストに充てるという契約が 査を行う提案にソ連側が同調 年 は当初、 度は北千島沖で試験操業を行ったが、 他の な り、 北転船が水揚補償を負担し、 その際に入域料を支払う条件で、 し 交渉の結果、 全くの 成立 日本側 利益に繋がる事業ではなか 漁獲不振で終えたため Ĺ 魚群の豊度が高い 漁法は着底 が入域料を支払い 口 海域で操業 漁獲物を販 ルとした。 ったため して 調 最後に中止した で成二)年の一隻を一九九三(平成五)年の一隻を一九九三(平成五)年の一隻でで成二)年から復活するが、(平成二)年から復活するが、(平成二)年から復活するが、

事業は 操業を 1) る仕組みとなっ 規制局にも漁獲割当の権限が与えられ、 が急増したが 事 業も規制されることとなった。 北転船の操業機会を確保する重要な事業となり、 出なか 念せざるを得ず北転船は その たことから儲かる事業となり、 調査名目の着底トロ 枠で調査 つ たが、 九 船が調査操業し利益が 九 ○年六月の 行き場を失った矢先でもあったことから、 1 ル 漁業規制局が極東チンロ研究所にク が乱立したため 口 シア共和 また、 上がるほど研究所 着底トロ 国 他の研 ロシア政 の主権宣言に伴 究所 府 ル  $\overline{\phantom{a}}$ の見返り 0 0) と契約する北転船 禁止により有償 知るところとな 17 地 Z オー が多く 方 0) 0) 漁業 調 タ 杳 な

九 消滅を宣言 九一 (平成三) 新生ロシ 年一二月、 ア共和国が誕生した ソ連の 共和 国 が 独立国家共同体を創設 ソ 車

# 4 ベーリング公海操業

まった。 海道 に生じた空間水域で、 す る漁船 0 シ 面 0 積 ベーリング中央部 が増 漁獲規制 Oえ、 ・五倍に相当 米ソ水域の が強まった一 米ソの の公海は、 Ų 主権の及ばない自由海域である。 主要漁場を失ってからべ 九 八四 路から北転船の足で五昼夜 米ソの二○○海里ライン 昭 和 五十九) 年以降、 1 IJ ン グ公海 、が蛇行し 0 この公海は ベ 距 雄にあ リング公海に の操業比 交差する合間 り、 広さは北 近重は高 F 出 漁

エリア或いはドーナツホールと呼ばれた。

年頃 光を浴びたのは一九八四年以降であり、 この 八七年は二八万五, と言われ一~二隻の北転船や韓国ト ハベーリン 翌一九八五年は五万九, グ公海のスケト ○○○トンと増加した。 〇〇〇トン、 ウダラ漁場が開発されたのは一 口 同年の北転船のこの公海での ル漁船が操業していたが \_ 九八六年は三二万二, 九八〇 漁獲量は七万 (昭和五· この公海が脚 六〇〇  $\vdash$ 十 ヾ <u>Fi.</u>

年には一 表され、 二九万 年四月 悪影響を及ぼす恐れがあることか ウ 漁業諮問委員会の結果を受けて公海資源保存体制設立の可能性につい 、ダラ資源に関する科学シンポジウムが開催され、 沿岸国から制約を受け 韓国、 題に関して、 にはハバロフスクで日本を始め米ソ等関係国が参加しベーリング公海 兀 ベ 強く対立、 ンと急減した。 ポーランド、 二万 ij トンとなったが、 グ 公海 当該漁業は無規則 同年六月の 一九九〇 中国、 ず自由に操業できたべ の規制問 米ソ首脳会議による共同声 ソ連が入漁し、 これをピークに一九九 5 題が具体化してきた (平成二) 早急に保存措置が かつ資源の乱獲をもたら 年三月の米ソ漁業会義 関係国のスケトウダラ漁獲は一九八九 リング公海は、 漁業国側と米ソの資源評 取られるべ ○年九二万トン、 明の 中で し生態系の \_\_\_ 九八 き ベ は、 て検討され、 との 二六年 ベ 一九九一 IJ のス ·以降、 声 ラ ン 価に対す IJ ンスに グ公海 明 ン ググ海 が ケ 1 同

IJ ン グ公海 0) スケ ウダラ資源に関する関係国会議で米ソは共同し 7 九 九二

**−** 73 **−** 

年全て 0) 国が漁業活動を一時 的に中止することを主張した。

という調査結果をもとにしている。 措置」 沿岸国 米ソ き来し、 であり、 の主張の根拠は、 の主権の 大半は米国 また資源学的には 行使」及び第六三条第二項の 法的には海洋法一二三条の の二〇〇海里内で産卵 ベーリング公海のスケトウダラが沿岸国の水域との 「二○○海里内外にまたがる資源 Ļ 「閉鎖海または半閉鎖海における 五歳までは同 水域内で生育する の管理

状主一 態的九 を操九 講賞を 9ることで合意 止すること及び資源から一九九四年に自

> 受け こと及び資源状態を調査することで合意した。 これ 入れられな に対し我が国等漁業国は規制措置の必要性は認めるもの いと反論し、結果、 一九 九三年から \_\_-九 九四年に自 の無条件 主的操業停止する  $\ddot{o}$ 操業停止 は

を検討 保存及び管理に関する条約」(ベ ベ IJ した結果、 グ公海漁業につい 一九九五年一二月に ては引続き関係六カ国会議 1 IJ 「中央ベーリング海におけるすけ ング公海漁業条約) を通じ が発効した。 資源 管理  $\bar{o}$ とうだら資源 A 作

### 5 五. 兀 隻体 制 $\mathcal{O}$ 崩 壊 口 シ ア海域 で の生き残り

和六十二 -以降、 日 ソ 政  $\equiv$ 有償操 府 年だっ 間 取 業から撤退した。 決 たが三年後に着底ト め で、 従来の無償枠とは別 ソ連の 口 無償操業の割当も縮小され、 1 ル に有償枠 が禁止され北転船は一 が新設され た 0) 九九〇 北転船 は 九 (平成二) 八七 の行き場

魚し 和六十三)年にゼロとなり、 はベ かなかった。また、米国海 ] IJ ン グ公海或 6 1 、 は 日 ベ ソ共同調査、 域に出漁 ij ング公海或いはソ連海域に依存せざるを得なくな してい また有償操業と同時に始まったソ連の洋上買 た北転船は、対日漁獲割当が一九八八(昭 つ

ベーリング公海も一九九三年から出漁停止となり、これに伴いら出漁停止となり、これに伴いできるものだけが残れるよう国できるものだけが残れるよう国の国際漁業再編対策事業を利用して二一隻が減船し、一九八五隻体制が崩れ、一九九二(平成四)年八月一日から三三隻体制となった が崩れ、 に伴 対策事業を利用 し 65 か 北転船は その ベ して二一隻が減船し、 自助努力で経営を維持できるも ij ング公海も前述の 一九八五 のだけが残れるよう (昭和六十) 年 -から続 国 65 0 国 た五四隻体 際漁業再

減船に際しては船齢の古 い三四九ト ン型が優先対 象とさ れ、 残 つ た三三隻

で北千島海域の民間レベルの商業操業一万五, 九九一年に は、 ソ連政府交渉代表の極東漁業生産公団 0001 -ンが実現 ダ ij ĺ 1 し バ 総裁 た。 کے の話 し 合

九 一九九一年一二月、 九二年以降商業操業は一気に拡大され、ベ だけでも二〇万ト ソ連が崩壊しロシア連邦が誕生し、 シレ ベ ル に増大し リング 海の 外貨獲得の有効手段として 夏場の 漁獲枠も 付加さ れ

この か け た事業となった。 年を最後に断念し 九三年、 べ ーリン 口 グ公海がモラトリアムに入 シア海域の商業操業と日ロ共同調査が北 り また北転船による買魚事業は 転船の生き残りを

九八三年以降に建造された二七九トン型であった。 一九九二(平成四)年八月一日から三三隻体制となった。 とお り一九 九三年から出漁停止とな り、 は n

ロールと呼ぶものはなかったでは誰一人、旧北転船を遠洋トでは誰一人、旧北転船を遠洋トでは誰学にでいう網という漁という漁とが、漁業界では遠洋底びき網漁業に統合さい。

ショ ものはなかった。 同 玉 一九九八 調 漁 いう漁業種類はなくな 査 ナリズムの高まりから漁獲契約は六万トンに減少し、 船との実務 への参加が増加したが北転船の自然淘汰が加速した。 (平成十) 商事行為を行う公団等の内紛を経て、 年、 らったが、 北転船 漁業界では誰一人、 は 遠洋底びき網漁業に統合さ 旧北転船を遠洋ト モ <u> 권</u>된 スクワの権 九 れ、 九 七年か 制 限集中と資源ナ 度上 口 らは日ロ共 ルと呼ぶ 北転船

か

九

九六年、

ソ連邦解体の混乱の

中

極東と中央モスクワの権限

争

13

終盤を迎え、 する入札割当がゼロとなり、 北千島海域での抱卵スケトウダラ操業に出漁できたが、 が導入される。 ン大統領に代わってプーチン大統領が就任し、二〇〇一(平成十三) 一九九九 が 九月まで開催されず抱卵操業ができなかった。さらに三年後には、 (平成十一) 民間レ この入札制度は、 ベルの 年、 操業機会を全て喪失、 さらに一五年間続い 民間契約の窓口は国営単一企業に一元化され 国内、 海外問わず参加 た共同調査事業もロシア 廃業によって二〇〇三 翌二〇〇二年は外国漁船向け でき、 初年は北転船 年から入札制 (平成十五) の法改正で 国船に対 工  $\overline{\phantom{a}}$ IJ 一隻が Ý 度

る日 ることに傾注し、二〇〇二 (平成十四) 口 漁業交渉におい 最後 の生き残り策となった政 て、 北転船に割当てられ 年 府間協定枠 末に行われた二〇〇三年 7 65 た三, の拡充のため表舞  $\bigcirc$  $\check{\bigcirc}$ ン余り O操業条件を決め 台の交渉を支え 0

6

た北転船は五隻のみとなった。

とに成功した 獲割当をスケト 無償枠を拡 大すべ ウダラに限って四, く水産庁と連携を強め、 <u>Б</u>.  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\land$  $\land$ ンに増大させ、 全底連もロ ビー また海域を拡大させるこ 活動を活発化 させ、

たに四,三五三トンの漁獲枠を確保し、その際にその さらに、 の容認にこぎつけることができた。 同年秋にはロシアの外国向け ij ザ ブ 枠が発生したため追加交渉により 他魚種の 上積みも行 6 1 着底 卜 口 新

ブ枠が少なかったことから六六七トンに留まった。 二〇〇四 (平 -成十六) 年は当初割当で前年並みの 哎 五. 九三ト ヾ 追 加 枠 は IJ ザ

二〇〇五 (平成十七) ーリング海の余剰枠が発生し追加枠として四、 年の当初割当は北千島で前年並みの四, 五〇〇ト ンを確保した。 六三ト ンであ つ to

であったが、 一隻は船体没収され、 二〇〇六 (平成十八) 同年一一月不法操業の疑い 残り四隻は国内措置で七○日間の停泊処分となった。 年も当初北千島枠、 でロシア国境警備隊により全船が連行さ 追加べ リング海枠ともほぼ前年 同 れ

シア国内 向けに配分された。 (平成十九) 年も北千島枠は前年並みであ う たが、 追 加 ベ IJ ン グ 海枠 iż

か 二〇〇八 ケ 1 ウダ 0 ラの増加は難しく、 ○トンを確保したが折り悪く 成二十) 年の当初 また追加枠としてべ 枠は混獲の ベ 1 カとソコダラで六〇 IJ シ 1 グ海 リング海 の不漁により経営的には厳 の外 国向け Ŏ ン増 IJ ザ 加 ーブ枠 し たが た であったが、司年 として四、五○○トンを確保し ング海の余剰枠が発生し追加枠 ニニトンであったが、ベーリ が、ベーリング海の割当は北千島で前年並みの四、が、ベーリング海の割当は北千島で前年並みの四、が、ベーリング海の割が、一○○五(平成上)年の当初

る四漁業会社が国税局から所得かくしを指摘された事件報道があり、 年間を通じた事業経営は不安定であった。 の停泊処分となった。 ラ割当は四,五○○トン程度の足踏み状態で夏場の安定した操業機会が確保できず、 二〇〇九 (平成二十一) 年、 (平成二十二)年の北千島海域のスケトウダ また、二〇一〇年一二月に北転船を経営す 四隻が七〇日間

いた北転船一隻が流出破損し、 (平成二十三) 年三月 北転船は三隻となった 7 一 目、 東日本大震災 が発生し、 石巻港に係留して

ケトウダラ操業を行った。 二〇一二 (平成二十四) 年の北千島漁獲枠は前年並みであり、 北転船二隻が抱卵ス

のスケトウダラ等の漁獲枠を倍以上の約一万トンと一気に拡大した。 非協力的な国には漁獲割当を配分しない 二〇一三 (平成二十五) 年、 口 シアはカニの密漁密輸防止のIUU協定締結に向け 方針を表明、 素早く対応した日本には北千島

口 シア漁船との競合によりその漁場価値が急激に低下した。 二〇一四(平成二十六)年も一万トンの枠は確保されたが、 北千島の資源量の低下、

減され、 て平成二十七年ロシア海域の操業から撤退する決断をした。 <u>一</u> <u>五</u>. 最後に残った稚内、 伞 成二十七) 年、 塩釜の各一隻は初冬の操業を早々に切り上げ、 北千島の漁獲不振により割当は前年 O○分 万策尽き の一に削

ら撤退する決断をした成二十七年ロシア海域の操業か成二十七年ロシア海域の操業か千島の漁獲不振により割当は前千島の漁獲不振により割当は前二〇一五(平成二十七)年、北

### 6 おわりに

をとったが、 北転船とい 書き終えてみると意に反して長いものになってしまった。 う一つの漁業の誕生から撤退までをコンパクトにまとめよう と思 つ て 筆

もしれない 中でそれぞれ しかし考えてみると、 に歴史を有する二つの漁業がコラボした漁業なので当然の結果なの 北転船は沖合底びき網漁業から北洋漁業へという我が国漁 か 業

の許可を発行してしまっ つであるが、 いている。 「北洋海域へ 私はこの施策に明治政府が行った北海道の開拓政策に似たイメージを抱 の中型機船底曳網漁業転換要綱」 た中型機船底曳網漁業 (沖合底びき網漁業) は、 戦中戦後の 混乱した時期に多数 の整理方針の一

能漁船を造り上 は造船所、 転船は当時 メー カー げ、 の政府が想定した以上の逞しさを示し、 やが と試行錯誤を繰り返す中で漁撈技術では世界一とも言われる高性 て資本漁業と肩を並べ北洋漁業を担う漁業 北転船操業を行う中 へと成長 l 小漁業者 7 65 つ

れない道でもあった。 い込まれ厳しい時代を迎えたが、 し かしながら二○○海里時代の幕開けとともにその主要な漁場は米ソ二○○海里に それは北転船に限らず我が国の遠洋漁業が避けら

### 巻末資料 北転船漁業年表

577天门 10年4月117777 不干公								
年	許可隻		生産量	概要				
	専業船	兼業船	トン					
1959年(昭和34年)				1957年、1958年沖底船の転換先としてカムチャッカ半島周辺を調査				
1960年(昭和35年)	100	00		12月、水産庁「北洋海域への中型機船底曳網漁業転換要網」制定 12月、冷凍装置導入のため船型は原則200トン未満から300トン未満に大型化				
1961年(昭和36年) 1962年(昭和37年)	100 66	23 17		12月、冷凍装画導入のため船至は原則200Fク末満から300Fク末満に入至化 居住区改善のため315Fン未満に大型化				
1963年(昭和38年)	00	- 17		操業区域を西経175度以西まで拡大				
1964年(昭和39年)	86	17		漁場は東カムチャッカ海域が中心、次いで西カムチャッカ、北千島海域				
1965年(昭和40年)	106	21		西カムチャッカ海域にスケトウダラの好漁場発見				
1966年(昭和41年)	114	56		315トン型サイド揚げスタントロール新造ブーム、ベーリング海域の操業増加				
1967年(昭和42年)				着氷対策のため船型は350トン未満に大型化、10-12月スケトウ魚価大暴落				
1968年(昭和43年)	138	28	618,006	スケトウダラ魚価対策として3分割操業、349トン型2層甲板スタントロール増加				
1969年(昭和44年)	154	28	767,522	母船式すり身工船の独航船に参加する北転船が増加				
1970年(昭和45年)	154	28		349トン型北転船が定着				
1971年(昭和46年)	154	28		5月~6月の抱卵ニシン全面禁漁				
1972年(昭和47年)	154	28		抱卵スケトウ高騰、年間水揚400億円、				
1973年(昭和48年)	154	28		北転船漁獲量100万トン突破、第一次石油危機で燃油高騰				
1974年(昭和49年)	154	28		国連海洋法会議で領海12海里、経済水域200海里が最大のテーマとなる				
1975年(昭和50年)	154	28	856,553					
1976年(昭和51年)	154	28		米国「漁業保存管理法」可決、次いでソ連も200海里宣言				
1977年(昭和52年)	154	28	571,815	2月、日米漁業交渉で対日割当119万1,000トンに決定。5月、日ソ漁業交渉妥結、 対日漁獲割当36%減、東西カムチャッカ水域禁漁に伴い北転船57隻を減船を決定				
1978年(昭和53年)	154	28	181,551	1月及び3月に減船を実施、また兼業船は近海操業へ。ソ連海域27隻、米国海域70隻 体制となり、米国海域のうち10隻は南極オキアミ独航船、6隻は政府備船調査船と 193年間は半転換業業船となる。全座連がRCC化太平洋漁業管理委員会、対策を本				
1979年(昭和54年)	97		190 735	イラン・イラク戦争で第2次石油危機へ				
1980年(昭和55年)	97			米下院議会にブロー修正案が提出				
1981年(昭和56年)	97			米国スケトウダラ洋上買魚試験操業開始				
1982年(昭和57年)	97		165,212	米国漁業協力の一環として全底連がプリビロフ諸島の合弁事業に着手。新測度法の施行により7月以降に新造した北転船は279トン(旧349トン)の表示になる。年間水				
1983年(昭和58年)	97		157.763	米国の対日割当量減少・入漁料アップ				
1984年(昭和59年)	97		230,409	米国の規制強化を踏まえ43隻の減船を決断				
1985年(昭和60年)	54		167,778	ソ連海域27隻、米国海域27隻の交代操業となる。				
1986年(昭和61年)	54		356,508	ソ連が有償操業10万トン、洋上買魚10万トンを新設。米国対日割当47万5,000ト ン。ベーリング公海の北転船操業比重高まる。				
1987年(昭和62年)	54		331,866	米国洋上買魚事業72万トン、対日割当10万4,000トンに。				
1988年(昭和63年)	54		299,289	米国海域対日割当せ「いて、コガネガレイJV7隻、スケトウダラJV7隻参加。日ソ共同調査事業で合意。				
1989年(平成元年)	54		200.378	ソ連買魚事業に北転船22隻が参加、ソ連海域無償3万4,000トン,有償5万3,000トン				
1990年(平成 2年)	54			ソ連着底トロール禁止で北転船は有償操業を断念、無償枠6,300トン。米国のスケトウダラ洋上買魚はゼロに。				
1991年(平成 3年)	54		76 934	北千島民間操業1万5,000トンが実現。				
1992年(平成 4年)	33			ベーリング公海自主操業停止へ。国際漁業再編対策により北転船は21隻を減船。				
1993年(平成 5年)	31		121,799	ベーリング公海がモラトリアムに入る。北転船によるソ連洋上買魚事業断念。				
1994年(平成 6年)	27		121,199	ロシアは民間操業枠を拡大、利権争いでロシア国内混乱				
1995年(平成 7年)	27		72,496					
1996年(平成 8年)	27			モスクワに権限集中し漁獲枠減少				
1997年(平成 9年)	27		82,258	日口共同調査船増加				
1998年(平成10年)	25			北転船の自然淘汰はじまる。				
1999年(平成11年)	21			旧北転船は商業操業と科学調査船の組合せ操業				
2000年(平成12年)	18			ロンフは1月側座を道3				
2001年(平成13年)	16 15			ロシアは入札制度を導入 19月 日日海棠充洪で無際技術士				
2002年(平成14年)				12月、日口漁業交渉で無償枠拡大				
2003年(平成15年) 2004年(平成16年)	5 5	<b>—</b>		ロシア、外国船への入札中止。日口共同調査縮小。 北千島の当初枠4,593トン。				
2005年(平成10年)	5			北千島の自物件4,662トン、追加枠4,500トン				
2006年(平成17年)	5			出十島ヨ初梓4,002Fン、追加梓4,000Fン 当初枠、追加枠は前年並み。不法操業の疑いで1隻は船体没収される。				
2007年(平成18年)	5			北千島枠4,600トン				
2008年(平成20年)	5			1 mg () 1/2-21 2				
2009年(平成21年)	5							
2010年(平成22年)	5			新聞報道(12月)で70日間停泊処分。				
2011年(平成23年)	4			東日本大震災により北転船1隻が流出、破壊。				
2012年(平成24年)	3			ロシア海域2隻操業				
2013年(平成25年)	3			北千島1万トン枠確保、3隻操業				
2014年(平成26年)	3			北千島1万トン枠確保するも漁場価値低下、2隻操業				
2015年(平成27年)	2			漁獲枠1,000トンとなり2隻出漁も漁獲不調により操業断念				

ではの粘り強さにあると私は考えている。 の北転船たるところは、 ここから撤退を決断するまでの間の中小漁業者なら

米国でのRC (地域漁業管理委員会)対策はもとより、 ロシアとの商業操業枠の確

しながら粘り強い活動を行ってきた。 におけるロビー活動等、 日口共同調査事業参加、 小漁業者が自分たちの生き残りをかけ外国に大きな投資を そして最後の砦であった政府間交渉による無償枠の拡大

日本の漁業を中小漁業者が支えてきたといっても過言ではあるまい 漁場という勝負の場を奪われ北転船は撤退を決断したが、 北転船を、 北洋漁業を、

さて、 日本の水産界は現在、 「水産日本の復活」をテーマとして掲げてい る

その中心となるのは漁船漁業である。

水産界と言うと漁業だけではなく加

工・流通等関係業界を含む広範な世界になるが

漁船漁業経営には天然資源を対象とするだけにリスクが伴うし設備投資も小さくは 資本漁業の再参加や資本家による投資は希望こそすれ望みにくい のが現実

中小漁業者の経営を適切に支援することが水産日本の復活の鍵であることは間違い

ないので、 水産日本の漁船漁業を支えているのは今も昔も中小漁業者である。

あるまい。

-80 -

注1)昭和38年及び昭和42年の許可隻数に関する資料は不在。 注2)北転船としての許認可は平成9年まで。平成10年以降は北転船操業に従事した許認可隻数として整理。 注3)漁業・養殖業生産統計の北転船の生産量は、昭和43年から平成9年まで。

時事余聞  $\diamondsuit$ す 第 号 á 自 憲 条 民 章  $\dot{o}$ 党 項 第四 を加 正 草 注 案では、 目 えて で元 さ 0 れ 17 中 る。 13 ζ ? , いるとも う は ع É いう者がいるほどだ。 は 0) 意 . る。 方でそこに 見 か が 5 あ つまり 九 るか 疧 つけ 5 Œ 進党 込んで 者 0) ま 分

憲法上 と述 ている。 関する権 持 る 難 部 ◇…一方、 方を深 四党 首 しくなることを深く案じておられ 述べてい とし 相は の規定にふ が た上 陛 反対 能を有してい ₹ れ る 民 理 論を について民進党など野 で 進 一解 下 党 更に が高齢 Ļ 展開 の蓮 れないよう配 玉 共 民は陛下 「天皇は国 ない」とする で公務継 舫 している。 感 代 L 表 7 は 0) 13 |政に 続 慮 お る ょ 氖 L が 安 交上 とし 人心 だぶ ら今日  $\diamondsuit$ 頻繁に行 もとも たのは岩倉具視だという。 間 世 たも つてい に定 一元 で支障を来すため、 0) 元号はこれ とは まで二 の制度が始まった。 新でそうした災厄を払おう われると、 のである。 められた数は大化の る元号は 天災 四七にの .までの約一三〇〇 八や飢 国民 しか 饉 もちろんない。 などに対 ぼるという。 Ĺ 0) 明治時代に 生活 改 主 や外 新かの年 導 れ Ļ L が

の手 からな 全くみ と憲法に て決 諸は 幹 法を強 案な 事 7 長は え め £ 3 民 テー じどあ ること 進 12 積極: 党は < つ る 自 7 批 13 しはあ をわ 民党の 判し わけ てバ 対案 的 民 進 15 れわ 7 がな 党 改 力 をどうする 0 立 得 なことを聞 が 正 13 かれが位 する な る。 13 0) 13 と首 よう 意 先 置 ま た 向 لح 取 が 0) わる どの 号や 候補 領に 正 ◇…元号 原 副 おく 更に よると、 基 議長の意見 案を作成。 の考案を委嘱、 式 が り 「漢字二字」、これ 0) 集 あ 名 選定手続きはどう 先ず首相が学者 る。 で使 た配聞 する 有識 宮 わ 元日 占 方 庁 れてい 官房長· いた上で閣 者や衆参 は 新 官 新 な にまでに 天皇即 年 , が 1 か ま 議 複 元 元 決の数

**<**。

野

は 切

さけ

るためだ。

これ るの

とい

うの

ŧ 亀裂

さて新

元号はどう決まるの 否定的な見解

論を避け

は

党

内

0

は

がを示し

7

いる。

刷

か

<

記

É 北

です。 歷史性 した。 中転 論とならないことを願うものです。 産業を含む地域経済への貢献 の適 船 体の重要性は理解できますが、 核を担ってきました。 の戦 など中小漁業は日 歴 後 はや地域 応等が声高に叫 著者も述べておられるとお 更に 今、 関する詳 域産業の存在を無視した議代きました。現在でも、関連地域経済への貢献度は絶大資源管理の強化や国際標準が声高に叫ばれておりそれが声高に叫ばれておりで、関連があるに叫ばれており、北 資源管理の強化や国 界で一 説をご寄 代を築 稿 13 頂 た

「水産振興」 平成二十九年七月一日発行 第五九 五号 売

深く御礼

申しあげます。

財団 所  $\widehat{03}\widehat{03}$ (株) 豊海センタービル七階 東京都中央区豊海町五番 三五三一人二 連合印刷セン 東京水産振興会 上 恒 タ 夫

発行所

(本稿記事の無断転載を禁じます) ご意見・ご感想をホームページよりお寄せ下さい。 URL http://www.suisan-shinkou.or.jp/

平成二十九年七月一日発行(毎月一回一日発行)五九五号(第五十一卷七号)